

はじめに

2017年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画に基づき、各自治体で中核機関の設置や地域連携ネットワーク構築、市町村計画の策定等の取り組みが推進されている。しかし、2020年2月の成年後見制度利用促進専門家会議において公表された「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果」では、中核機関が設置済みの自治体は160箇所（全体の9.2%、令和元年10月1日時点）に留まっている。

同調査では中核機関設置に向けた主な課題として、予算の確保に加え、「行政内部における中核機関設置についての合意形成」（51.2%）、「委託予定先の機関との調整」（50.5%）、「専門団体や家裁との中核機関のあり方の調整」（47.6%）と、中核機関のあり方や体制整備に関する調整が課題となっているといえる。

本「中核機関の先駆的取組調査研究事業」では、47市区町村・5都道府県と関係機関に対するヒアリング調査を行い、成年後見制度利用促進基本計画における権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けて、その地域にあった中核機関や地域連携ネットワークづくりに向けて関係者で協議する際、活用できるよう、全国各地のさまざまな権利擁護・成年後見体制整備の地域の取り組みについて具体的に紹介する事例集を作成した。

「中核機関立ち上げ・先駆的取組事例集」では、規模の近い自治体の取り組みや、中核機関の設置パターン、取り組もうと思っているテーマ等、さまざまな項目により、事例を検索することが可能としている。また、中核機関の立ち上げや、先駆的取り組みで気になるテーマについて、取組に関わる委員・オブザーバー等による「コラム」や「ポイント解説」を豊富に掲載した。

本事業の成果物となる「事例集」を通じて、全国各地の権利擁護・成年後見体制整備の取組と出会っていただくことが、みなさまの地域における取組のヒントとなることを祈念したい。

公益社団法人 日本社会福祉士会
会長 西島 喜久

目 次

はじめに

目 次

第1章 事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1 事業目的
- 2 事業概要
- 3 事業内容・事業実施方法
 - (1) 調査の実施
 - (2) 「事例集」の作成
 - (3) 事業実施報告書の作成
- 3 実施体制、事業実施期間
 - (1) 委員名簿
 - (2) 親委員会及びワーキングでの検討経過（協議事項）

第2章 調査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

- 1 調査の概要
 - (1) ヒアリング調査の目的
 - (2) ヒアリング調査のポイント
 - (3) ヒアリング調査対象
 - (4) ヒアリング調査実施自治体等（47 市区町村、5 都道府県）
 - (5) ヒアリング調査の方法

第3章 事例集の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

- 1 事例集の概要

第4章

まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

- 1 事業の成果
 - (1) 事例集項目について
 - (2) 中核機関の先駆的取組について

2 今後の課題

巻末資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46

- ・ヒアリング調査票・関係資料
- ・委員名簿

第1章 事業概要

1 事業目的

「中核機関の先駆的取組調査研究事業」は、成年後見制度利用促進基本計画における権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向け、全国の市町村や都道府県、その支援をする専門職、家庭裁判所が参考にできる中核機関及び地域連携ネットワークの取組を、「事例集」を作成し自治体、都道府県等に配布し周知することにより、具体的に紹介することを目的に実施した。

2 事業概要

2017年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画に基づき、各自治体で中核機関の設置や地域連携ネットワーク構築、市町村計画の策定等の取り組みが推進されている。しかし、2019年3月の成年後見制度利用促進専門家会議において公表された「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果」では、中核機関が設置済みの自治体は79箇所（全体の4.5%、平成30年10月1日時点）であり、2020年2月に同会議にて公表された翌年度調査においても、本項目の数値は160箇所（全体の9.2%）に留まっている。

2020年2月の同調査では中核機関設置に向けた主な課題として、予算の確保に加え、「行政内部における中核機関設置についての合意形成」（51.2%）、「委託予定先の機関との調整」（50.5%）、「専門団体や家裁との中核機関のあり方の調整」（47.6%）と、中核機関のあり方や体制整備に関する調整が課題となっているといえる。

厚生労働省令和元年度中核機関の先駆的取組調査研究事業では、成年後見制度利用促進基本計画における権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向け、全国の市町村や都道府県、その支援をする専門職、家庭裁判所が、その地域にあった中核機関や地域連携ネットワークを協議し、調整する際、参考にできる取組を具体的に紹介する「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集～権利擁護・成年後見体制整備の地域の取組ヒント集～」を作成し、自治体、都道府県等に配布し周知する。

本事例集の作成・周知により、各自治体内や、中核機関委託予定先、関係機関との調整において、目指す体制整備について具体的なモデル事例を関係者で共有し、検討や調整の論点を明確化することができる。本調査研究事業を通じ、中核機関や体制整備に関する各地域の調整や取組を推進し、自治体や広域、都道府県レベルにおけるネットワークの構築にも寄与する。

以下、本調査研究事業のスキームを掲載する。

中核機関の先駆的取組調査研究事業(令和元年度調査研究事業)

概 要	中核機関や地域連携ネットワークの取組を紹介する事例集を作成。 (事務局:公益社団法人 日本社会福祉士会)
事業内容	本調査研究においては、各地域における中核機関の立ち上げや先駆的取組、地域連携ネットワークの構築等の取組について、ヒアリング調査等を行い、事例集としてとりまとめた。 事例の選定については、自治体規模などの地域特性を勘案し、全国各地域の取組を取り上げた。(ヒアリング調査は市区町村47箇所、都道府県5箇所) (1) 中核機関の立ち上げ 中核機関の立ち上げの経緯および検討過程等について事例を紹介。 (2) 中核機関における各種取組 中核機関における主に広報・相談、受任調整、市民後見人養成・活用、法人後見の養成・活用、後見人支援等について、事例を紹介。 (3) 地域連携ネットワークの構築・活用の取組 地域連携ネットワークの「チーム」や地域における協議会等の体制づくりについて、ネットワークの構築過程や活用に関する事例を紹介。 (4) 都道府県による中核機関の整備に向けた市町村支援の取組

3 事業内容・事業実施方法

(1) 調査の実施

全国の市区町村や都道府県、その支援をする専門職、家庭裁判所が参考にできる取組について、市区町村47箇所（広域の取組を1箇所と換算）、都道府県5箇所について、ヒアリング調査を実施した。

（※なお、市区町村ヒアリング調査のうち、3月に実施予定であった対面調査1件はコロナウィルスの感染拡大により対面調査の実施が困難となり、書面と電話での聞き取りによる調査へと切り替えて行った。）

ヒアリング調査対象を抽出する際の考え方は、以下のとおりとした。

○中核機関設置自治体

○令和元年度 成年後見制度利用促進体制整備推進事業
中核機関の先駆的取組推進事業実施自治体（12自治体）

○厚生労働省の成年後見制度利用促進ニュースレター事例掲載
都道府県、市区町村、中核機関、権利擁護センター等

○都道府県等および本調査研究事業委員・オブザーバー等より推薦された自治体等

ヒアリング内容は、自治体の基礎情報の他、(2)の「事例集」で取り上げる項目にそって、各自治体の取組経過と、特徴的な取組について行っている。

ヒアリング調査の手法は、調査の趣旨に賛同し、調査の承諾を得た自治体に事前に調査票を送付し、基礎情報と関係資料を確認した上で、ヒアリング当日は委員・事務局の2名以上の体制にて、共通のヒアリング項目に沿って聞き取り調査を行った。

(2)「事例集」の作成

本調査研究事業の成果物として「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集～権利擁護・成年後見体制整備の地域の取組ヒント集」を作成、ヒアリング調査を行った47市区町村、5都道府県の事例より、他自治体等に参考となる特徴的な取組をまとめ掲載した。

事例集では、自治体の地域性を勘案し、読み手が探したい事例を探しやすいよう、事例集冒頭に「この事例集の使い方」として、読者対象別に、事例集の活用方法を示した。

また、取組事例を検索しやすいよう、「都道府県」、「中核機関の設置パターン」、「支援機能」、「地域連携ネットワーク」、「自治体人口」、「高齢化率」という項目により、事例を検索できるよう、複数の目次を設定している。

事例集は、冊子形式にて、全都道府県、市区町村、家庭裁判所、都道府県社会福祉士会、専門職団体等、関係機関に幅広く配布し、周知した。

また、日本社会福祉士会ホームページ等に全文をPDF形式にて掲載した。

本事例集では、(1)のヒアリング調査実施自治体の取組について、各地域の体制整備に資するものとするため、各事例について、特に以下の点に関して、具体的に掲載した。

① 中核機関の立ち上げについて

これから中核機関を設置する、もしくは設置検討中の自治体の参考となるよう、中核機関の立ち上げの経緯および自治体内、関係機関との協議の場の設定、調整時の論点、検討過程等について事例を紹介した。

② 4つの機能、不正防止効果

成年後見制度利用促進基本計画における「中核機関の発揮する4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）および不正防止効果」

について主に広報・相談、受任調整、市民後見人養成・活用、法人後見の養成・活用、後見人支援等について、事例を紹介した。

③ 地域連携ネットワークの構築と活用

地域連携ネットワークの二つの基本的仕組み「本人を後見人とともに支える『チーム』による対応、地域における『協議会』等の体制づくり」について、ネットワークの構築の過程や活用に関する事例を紹介した。

④ 都道府県の支援実践

市町村の取組の推進および各市町村の区域を超えた広域的な見地からの取組について都道府県による自治体・中核機関の支援実践の事例を紹介した。

(3) 事業実施報告書の作成

本調査研究事業の実施内容と成果等をまとめた報告書(本冊子)を作成、都道府県、関係機関に配布するとともに、日本社会福祉士会ホームページへの掲載を行った。

3 実施体制、事業実施期間

(1) 委員名簿

本調査研究事業の実施に際し、親委員会（委員 11 名、3 回開催）、ワーキング・グループ委員会（委員 14 名、4 回開催）を設置、本調査研究事業に関する検討・協議を行った。委員名簿は以下のとおりである。

令和元年度 中核機関の先駆的取組調査研究事業 委員名簿

親委員会

	所属	役職	委員氏名 (敬称略・五十音順)	備考
1	豊田市役所 福祉部 福祉総合相談課	主査	安藤 亨	
2	千葉大学社会精神保健教育研究センター	教授	五十嵐 禎人	
3	新潟大学法学部	教授	上山 泰	委員長
4	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 地域福祉部	部長	川井 誉久	
5	日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター	委員	亀井 真紀	
6	特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター	センター長	住田 敦子	
7	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部	部長	高橋 良太	
8	公益社団法人 認知症の人と家族の会	理事	花俣 ふみ代	
9	公益社団法人 日本社会福祉士会	理事	星野 美子	
10	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート	理事長	矢頭 範之	
11	公益社団法人 日本社会福祉士会	副会長	山崎 智美	

ワーキング・グループ委員会

	所属	役職	委員氏名 (敬称略・五十音順)	備考
1	特定活動非営利法人 カシオペア権利擁護支援センター	所長	小野寺 幸司	
2	久留米市役所健康福祉部長寿支援課	課長補佐	小山 敬介	
3	岐阜県関市健康福祉部福祉政策課 福祉総合相談室	主任主査	金子 創	
4	社会福祉法人 香川県社会福祉協議会	地域福祉 課長	十河 真子	
5	福島県保健福祉部高齢福祉課	主任主査	千葉 茂	
6	取手市役所高齢福祉課 地域包括ケア推進係	係長	寺崎 邦秀	
7	社会福祉法人 総社市社会福祉協議会	事務局次長	中井 俊雄	
8	社会福祉法人 北海道社会福祉協議会	事務局次長	中村 健治	
9	同志社大学社会学部社会福祉学科	教授	永田 祐	委員長
10	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート	専務理事	西川 浩之	
11	エール社会福祉事務所		西田 一朝	
12	日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター	委員	福島 建太	
13	ふるい後見事務所		古井 慶治	
14	日本社会福祉士会	理事	星野 美子	

オブザーバー

1	厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室
2	厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
3	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室
4	法務省民事局
5	最高裁判所事務総局家庭局

（２）親委員会及びワーキング・グループ委員会での検討経過（協議事項）

2019 年 8 月より 2020 年 2 月までの期間、本調査研究事業を推進するための委員会（中核機関の先駆的取組調査研究委員会）について、本委員会 3 回、ワーキング・グループ委員会 4 回を開催した（うち 8 月は合同委員会として開催した）。

各委員会における主な議事は表のとおりである。

【親委員会】

回	日時	主な協議事項
1	2019 年 8 月 7 日 (合同委員会)	○成年後見制度利用促進をめぐる現状と政策動向 ○中核機関の先駆的取組調査研究事業について ・事業概要について ・成果物（事例集）について ・ヒアリング調査について（調査票、調査先について）
2	2019 年 12 月 9 日	○成年後見制度利用促進をめぐる現状と政策動向 ○中核機関の先駆的取組に関する調査研究について ・ヒアリング調査について ・成果物（事例集）について
3	2020 年 2 月 10 日	○成年後見制度利用促進をめぐる現状と政策動向 ○中核機関の先駆的取組に関する調査研究について ・ヒアリング調査について ・成果物（事例集）について ・報告書について

※第 1 回はワーキング・グループ委員会との合同委員会として開催。

※会場は、第 1 回は全理連ビル会議室（東京都新宿区）、第 2 回、第 3 回は日本社会福祉士会会議室（東京都新宿区）にて開催。

【ワーキング・グループ委員会】

回	日 時	主な協議事項
1	2019 年 8 月 7 日 (合同委員会)	○成年後見制度利用促進をめぐる現状と政策動向 ○中核機関の先駆的取組調査研究事業について ・ 事業概要について ・ 成果物（事例集）について ・ ヒアリング調査について（調査票、調査先について）
2	2019 年 9 月 6 日	○成年後見制度利用促進をめぐる現状と政策動向 ○中核機関の先駆的取組調査研究事業について ・ 成果物（事例集）について ・ ヒアリング調査について（調査票、調査先について）
3	2019 年 11 月 12 日	○成年後見制度利用促進をめぐる現状と政策動向 ○中核機関の先駆的取組調査研究事業について ・ ヒアリング調査について （調査状況、都道府県調査について） ・ 成果物（事例集）について （目次と検索項目、各事例の内容、コラムについて）
4	2020 年 1 月 31 日	○成年後見制度利用促進をめぐる現状と政策動向 ○中核機関の先駆的取組調査研究事業について ・ ヒアリング調査について ・ 事例集について ・ 報告書について

※第 1 回は親委員会との合同委員会として開催。

※会場は、第 1 回は全理連ビル 9 階会議室（東京都新宿区）、第 2 回は新大阪丸ビル新館 5 階会議室（大阪府大阪市）、第 3 回、第 4 回は日本社会福祉士会会議室（東京都新宿区）にて開催。

第2章 調査報告

1 調査の概要

(1) ヒアリング調査の目的

全国の市区町村や都道府県、その支援をする専門職、家庭裁判所が参考にできる取組について、市区町村47箇所（広域の取組を1箇所と換算）、都道府県5箇所について、担当者、中核機関関係者等に対し、対面によるヒアリング調査を実施、自治体および中核機関等の取組状況を把握した。

(2) ヒアリング調査のポイント

本調査研究事業では、各地域の体制整備に資するものとするため、事例の選考に際し、特に以下の点について注視した。

1) 成年後見制度利用促進基本計画で挙げられている取組を行っている事例

- ① 意思決定支援を重視した取組
- ② 受任調整
- ③ 家庭裁判所との連携
- ④ 親族後見人への支援
- ⑤ 市民後見人への支援
- ⑥ 任意後見の取組
- ⑦ 法人後見の立ち上げ支援
- ⑧ 社会福祉法人の専門性を活かした実践

2) その他、他の自治体にとって参考となるような取組を行っている事例

- ⑨ 個人情報の適切な取り扱いの参考となる事例
- ⑩ 既存の仕組みを活かした構築事例
- ⑪ 非弁行為、非司行為への配慮の参考となる事例
- ⑫ アウトリーチをする地域包括支援センターや
相談支援事業所との連携と参考となる事例

(3) ヒアリング調査対象

ヒアリング調査対象の抽出方法は、以下の要件のいずれかを満たす自治体とした。

- 1) 中核機関設置自治体（設置予定を含む）
- 2) 令和元年度 成年後見制度利用促進体制整備推進事業
中核機関の先駆的取組推進事業実施自治体（12自治体）
- 3) 厚生労働省の成年後見制度利用促進ニュースレター事例掲載
都道府県、市区町村、中核機関、権利擁護センター等
- 4) 関係者推薦自治体等
 - ・ 都道府県および都道府県社会福祉協議会等からの推薦のあった
市区町村、中核機関、権利擁護センター等
 - ・ 成年後見制度利用促進に関わる専門職団体より推薦のあった
都道府県、市区町村、中核機関、権利擁護センター等
 - ・ 成年後見制度利用促進専門家会議より推薦のあった
都道府県、市区町村、中核機関、権利擁護センター等
 - ・ その他権利擁護支援に関わる団体等より推薦のあった
都道府県、市区町村、中核機関、権利擁護センター等
 - ・ 本事業委員・オブザーバーより推薦のあった都道府県、市区町村、中核機関、
権利擁護センター等

※調査対象自治体候補の選考に際しては地域特性（人口規模、地理的特性、既存の自治体連携圏域等）を勘案し、自治体の特性に偏りがでないよう、調査先選考時に配慮した。

なお、市区町村ヒアリング調査のうち、3月に実施予定であった対面調査1件はコロナウィルスの感染拡大により対面調査の実施が困難となり、書面と電話での聞き取りによる調査へと切り替えて行った。

上記による自治体選考を行い、次の47市区町村、5都道府県に対するヒアリング調査を実施した。

(4) ヒアリング調査実施自治体等 (47 市区町村、5 都道府県)

ヒアリング調査実施状況 (日程順)

日程	都道府県	自治体等 ヒアリング先	中核機関・権利擁護センター等名称
8 月 21 日 (水)	茨城県	取手市	成年後見サポートセンター
10 月 18 日 (金)	神奈川県	横須賀市	
10 月 24 日 (木)	北海道	京極町	京極町生活サポートセンター
10 月 24 日 (木)	愛知県	瀬戸市、日進市他	尾張東部権利擁護支援センター
10 月 28 日 (月)	埼玉県	志木市	志木市後見ネットワークセンター
11 月 7 日 (木)	山梨県	甲府市	甲府市社会福祉協議会
11 月 7 日 (木)	大阪府	大阪市	大阪市成年後見支援センター
11 月 8 日 (金)	愛知県	豊田市	豊田市成年後見支援センター
11 月 8 日 (金)	静岡県	三島市	三島市成年後見支援センター
11 月 13 日 (水)	高知県	本山町	本山町権利擁護センター「さくら」
11 月 11 日 (月)	福岡県	久留米市	久留米市成年後見センター
11 月 19 日 (火)	岐阜県	関市	関市権利擁護センター
11 月 20 日 (水)	千葉県	浦安市	うらやす成年後見・生活支援センター
11 月 21 日 (木)	茨城県	牛久市	牛久市成年後見サポートセンター
11 月 21 日 (木)	青森県	鯨ヶ沢町・深浦町	社会福祉法人鯨ヶ沢町社会福祉協議会
11 月 25 日 (月)	福岡県	北九州市	権利擁護・市民後見センター
11 月 26 日 (火)	岩手県	二戸市、九戸村、 軽米町、一戸町	カシオペア権利擁護支援センター
11 月 27 日 (水)	岩手県	釜石市・遠野市・ 大槌町	釜石・遠野地域成年後見センター
11 月 28 日 (木)	山形県	山形市	山形市成年後見センター
11 月 28 日 (木)	北海道	旭川市、他	旭川市社会福祉協議会
11 月 29 日 (金)	新潟県	佐渡市	佐渡市社会福祉協議会 成年後見支援センター
11 月 29 日 (金)	北海道	北海道、 札幌高等裁判所、 北海道社会福祉 協議会	成年後見制度推進 バックアップセンター
12 月 4 日 (水)	東京都	江戸川区	安心生活センター
12 月 11 日 (水)	宮崎県	延岡市、他	中核機関 (2019.10 設置)
12 月 17 日 (火)	大分県	臼杵市	臼杵市市民後見センター

12月19日（木）	東京都	新宿区	新宿区成年後見センター
12月24日（火）	福島県	福島県	
12月24日（火）	福島県	いわき市	いわき市権利擁護・成年後見センター
1月15日（水）	兵庫県	たつの市、他	西播磨成年後見支援センター
1月16日（木）	長野県	伊那市、他	上伊那成年後見センター
1月16日（木）	兵庫県	芦屋市	芦屋市権利擁護支援センター
1月16日（木）	長野県	飯田市、他	成年後見支援センター
1月20日（月）	東京都	町田市	町田市成年後見センター
1月21日（火）	栃木県	栃木市	栃木市成年後見サポートセンター
1月22日（水）	徳島県	美馬市	美馬市権利擁護センター
1月24日（金）	群馬県	渋川市	渋川市成年後見制度サポートセンター
1月27日（月）	滋賀県	彦根市	彦根市社会福祉協議会
1月27日（月）	東京都	東京都、 東京都社会福祉 協議会	
1月28日（火）	京都府	京都市	京都市成年後見支援センター
1月29日（水）	三重県	伊賀市・名張市	伊賀地域福祉後見サポートセンター
1月30日（木）	神奈川県	藤沢市	ふじさわあんしんセンター
1月30日（木）	岡山県	美作市、他	美作市権利擁護センター 12（トゥエルブ）
2月3日（月）	和歌山県	白浜町	白浜町成年後見支援センター
2月4日（火）	福井県	坂井市	坂井市役所（準備委員会設置）
2月12日（水）	岡山県	総社市	権利擁護センター
2月13日（木）	宮崎県	宮崎県	
2月14日（金）	鹿児島県	奄美市、他	NPO 法人あまみ成年後見センター
2月17日（月）	鳥取県	鳥取市	とっとり東部権利擁護支援センター
2月19日（水）	香川県	香川県、 香川県社会福祉 協議会	
2月19日（水）	香川県	三豊市	地域包括支援センター
2月28日（金）	広島県	呉市	権利擁護センター
3月3日（火）	石川県	津幡町	津幡町地域包括支援センター

※表の日程はすべて令和元年度（2019年8月～2020年3月）に実施した。

※なお、3月3日（火）石川県津幡町へのヒアリングは、当初予定の訪問がコロナウィルス感染拡大に伴う影響のため、書面と電話によるヒアリング調査に切り替えて実施した。

(5) ヒアリング調査の方法

ヒアリング調査は、以下のとおり実施した。

○ ヒアリング先自治体と担当委員の調整

委員会にてヒアリング依頼先自治体の基準と案を決定、候補自治体に順次ヒアリングを打診した。内諾を得た自治体について、調査の候補日時をワーキング・グループ委員会委員・親委員会委員（有志）、オブザーバーに提示し、調査が可能な委員（1、2名）を担当委員として調整した。

○ 自治体への事前調査票・関係資料の送付依頼

ヒアリング調査の内諾を得た自治体に対し、調査依頼文書の送付時に、調査票及びヒアリング項目及び事前調査票（巻末資料参照）を送付した。

ヒアリング調査約1週間前までに、事前調査票および関連資料等の事前送付を依頼し、ヒアリング担当委員・事務局で基本情報を把握した。

○ ヒアリング調査の対象

各自治体におけるヒアリング対象者は、自治体の担当職員および中核機関の担当職員に同席いただくことを基本とした上で、その自治体の特徴的な取組に応じて、運営委員会委員（専門職等）、地域連携ネットワーク関係者、家庭裁判所等に参加を依頼し、約2時間程度のヒアリング調査を行った。

協議会や事例検討会、研修等が行われる場合、ヒアリングを行うと同時に会議等の陪席を依頼、中核機関、地域連携ネットワークの活動の実際について参与観察を行った。

- ・協議体等会議の傍聴：神奈川県横須賀市、静岡県三島市、愛知県豊田市、
愛知県瀬戸市等
- ・研修会：北海道、長野県伊那市等

○ ヒアリング項目

ヒアリングは次ページのシート「ヒアリング項目」を依頼時に送付した上で、当日はシートを配布し、項目に沿って取組について聞き取りを行った。

ヒアリング項目（市区町村）

1. 属性等

自治体と中核機関及び権利擁護支援センター等の概要・基本情報等についてお話しください。

2. 地域の実情と中核機関及び権利擁護支援センター等立上げのプロセス

- ・ 当初どのような背景・課題があって、それに対してどのようなプロセスで立上げに至ったかについてお話しください。

3. 地域連携ネットワーク及び中核機関の特徴・ポイント

- ・ 中核機関の機能をどの機関がどのように担っているのか（自治体・センター等の役割分担等）、中核機関の運営体制（人員、資格等、運営費等）をお話ください。
- ・ また、協議体の設置状況と構成、基本計画の策定状況などもお話しください。

4. 実施状況（支援の各段階における取組、仕組み、関係機関との役割分担等）

支援の各段階にそって、取組、仕組み、関係機関との役割分担等についてお話しください。

- ① 広報・啓発
- ② 相談受付・アセスメント・支援の検討
- ③ 成年後見制度の利用促進
- ④ 後見人等への支援
- ⑤ その他、特徴的な取組

5. 都道府県、家庭裁判所、関係機関（専門職団体等）との関わりについて

- ① 体制整備の各プロセスにおいて、都道府県がどう関わったか、現在の関わり
- ② 体制整備の各プロセスにおいて、家庭裁判所とどう関わったか、現在の関わり
- ③ 体制整備の各プロセスにおいて、専門職団体とどう関わったか、現在の関わり
(情報提供、各種会議の開催、他機関・多地域(広域)とのつなぎ・紹介、研修等のサポート、他)

6. この取組を行ってよかったこと、メリット

7. 苦勞したこと、負担になったこと

8. 今後都道府県に期待すること

9. 担当者より一言（これから取り組む自治体等へのメッセージ・エール）

中核機関及び権利擁護支援センター等の立上げや運営への取り組みを行って、“困難を乗り越えたこと”、“取り組んでよかったと感じたこと”について、メッセージをお願いします。

10. その他

ヒアリング項目（都道府県）

1 都道府県における取組概要

2 都道府県域の成年後見制度利用促進にかかる取組の経緯

3 都道府県域の関係機関の連携ネットワークについて

4 都道府県域の自治体支援について

（１）都道府県内自治体の状況をどれだけ把握しているか。

（２）都道府県内自治体をどう支援していくか。

＊特に町村部の支援のあり方

①都道府県レベルの仕組みをどう調えているか

②各自治体に対し、どのような支援の役割を担っているのか

5 成果、課題について

6 他の都道府県へのメッセージ

○ ヒアリング記録・まとめの作成

事前調査・提供資料およびヒアリング調査を通じて把握した自治体の取組内容は、次項で述べる「事例集」における紹介事例形式にとりまとめた。事例は、事例案段階で自治体に確認を求めた上で作成している。

なお、調査を通じて得た事例の傾向と分析は、事例集における「ポイント解説」等にてとりまとめており、第３章、第４章にて詳述する。

第3章 事例集の作成

1 事例集の概要

本調査研究事業の成果物として、「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集～権利擁護・成年後見体制整備の地域の取組ヒント集」を作成、ヒアリング調査を行った47市区町村、5都道府県の事例より、他自治体等に参考となる特徴的な取組をまとめ、掲載した。

事例集では、自治体の地域性を勘案し、読み手が探したい事例を探しやすいよう、事例集冒頭に「この事例集の使い方」として、読者対象別に、事例集の活用方法を示した。

また、取組事例を検索しやすいよう、「都道府県」、「中核機関の設置パターン」、「支援機能」、「地域連携ネットワーク」、「自治体人口」、「高齢化率」という項目により、事例を検索できるよう、複数の目次を設定している。

事例集は、冊子形式にて、全都道府県、市区町村、家庭裁判所、都道府県社会福祉士会、専門職団体等、関係機関に幅広く配布し、周知した。

また、日本社会福祉士会ホームページ等に全文をPDF形式にて掲載した。

本事例集では、(1)のヒアリング調査実施自治体の取組について、各地域の体制整備に資するものとするため、各事例について、特に以下の点に関して、具体的に掲載した。

① 中核機関の立ち上げについて

これから中核機関を設置する、もしくは設置検討中の自治体の参考となるよう、中核機関の立ち上げの経緯および自治体内、関係機関との協議の場の設定、調整時の論点、検討過程等について事例を紹介した。

② 4つの機能、不正防止効果

成年後見制度利用促進基本計画における「中核機関の発揮する4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）および不正防止効果」について、主に広報・相談、受任調整、市民後見人養成・活用、法人後見の養成・活用、後見人支援等について、事例を紹介した。

③ 地域連携ネットワークの構築と活用

地域連携ネットワークの二つの基本的仕組み「本人を後見人とともに支える『チーム』による対応、地域における『協議会』等の体制づくり」について、ネットワークの構築の過程や活用に関する事例を紹介した。

④ 都道府県の支援実践

市町村の取組の推進および各市町村の区域を超えた広域的な見地からの取組について都道府県による自治体・中核機関の支援実践の事例を紹介した。

上記の項目についてわかりやすく事例を検索できるよう、事例集においては冒頭に「この事例集の使い方」にて、読者対象別に事例集の活用方法を示した上で、事例の検索を行いやすいよう、「取組事例の探し方」にて、以下の項目による事例検索を可能とした。

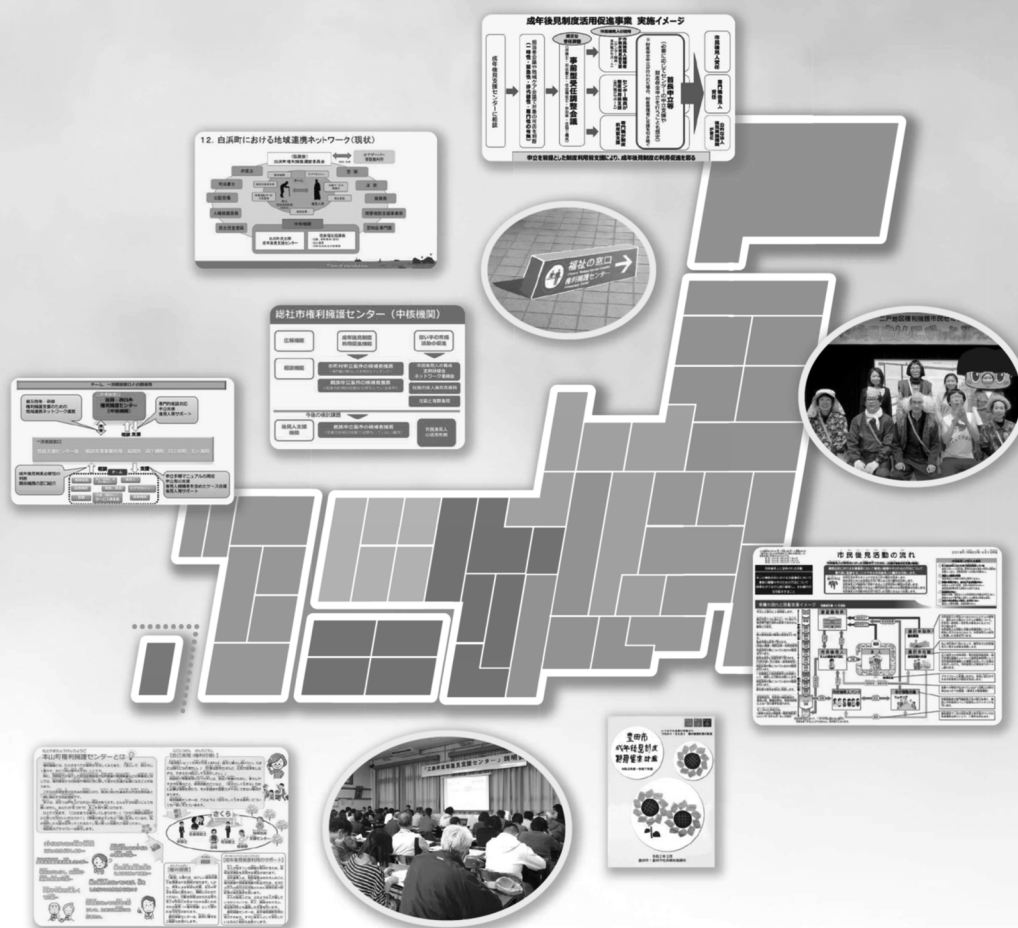
- （１）都道府県で探したい
- （２）中核機関の設置パターンで探したい
- （３）支援機能で探したい
- （４）地域連携ネットワークで探したい
- （５）自治体人口で探したい
- （６）高齢化率で探したい

次ページ以降に、事例集より、各事例の特徴を整理した目次および事例検索ページを掲載する。各事例の詳細は本報告書別冊の「事例集」を参照いただきたい。

厚生労働省令和元年度中核機関の先駆的取組調査研究事業

中核機関の 立ち上げ・先駆的取組事例集

～権利擁護・成年後見体制整備の地域の取組ヒント集～



中核機関の先駆的取組調査研究委員会
(事務局：公益社団法人 日本社会福祉士会)

この事例集の使い方

この事例集は、権利擁護・成年後見について、幅広い方々にご活用いただきたくために作成しています。

以下に、読んでいただきたい方別に、本事例集の活用方法をご紹介します。

読んでいただきたい方	本事例集の活用方法
○これから取組を開始する自治体職員の方、権利擁護センター等職員の方	→○中核機関のパターンごとに、様々な立ち上げプロセスの事例を掲載しています。 ○庁内での検討、関係機関との検討、準備会の場や、視察先の検討などにて、ぜひご活用ください！
○既に中核機関や権利擁護センター等を設置している自治体職員の方、権利擁護センター等職員の方	→○中核機関として必要なさまざまな支援機能について、豊富な事例を紹介しています。 ○これから充実していきたい取組について運営委員会や地域連携ネットワークの協議において、ぜひご活用ください！
○都道府県、都道府県社協の方	→○都道府県内の各自治体の支援を行う際、自治体の状況に合わせ、近い取組事例や取組のヒントを検索することができます。 ○都道府県における会議や、研修等でぜひご活用ください！
○当事者の方、当事者の身近におられる方	→○中核機関をはじめ、地域社会における成年後見・権利擁護に関わっている機関や取組を具体的に紹介しています。 ○地域の相談機関や中核機関について知りたいとき、地域連携ネットワークに参加していくとき、ぜひご活用ください！
○家庭裁判所の方	→○受任調整および後見人支援、市民後見人養成等に関して、具体的な取組を紹介しています。 ○各自治体と連携される際の参考としてぜひご活用ください！
○専門職の方	→○専門職がどのような場面で中核機関に関わるか、豊富な取組事例を紹介しています。 ○各地における自治体・中核機関との連携時のヒントとしてぜひご活用ください！

■この事例集では次の計画や手引き等を引用・参照していることがあります。

- ・「成年後見制度利用促進基本計画」
- ・「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」（2018年3月）
- ・「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」（2019年3月）
- ・「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」（2019年3月）

目 次

▶ はじめに	
▶ 中核機関の先駆的取組調査研究事業について	
▶ 本事例集の使い方	
▶ 目次	
▶ コラム一覧	
▶ ポイント解説一覧	
▶ 用語について	
▶ 1 取組事例の探し方	
(1)都道府県で探したい	P. 8
(2)中核機関の設置パターンで探したい	P.12
(3)支援機能で探したい	P.18
(4)地域連携ネットワークで探したい	P.20
(5)自治体人口で探したい	P.22
(6)高齢化率で探したい	P.23
▶ 2 各地の事例	
(1) 市区町村の事例	
■ 北海道・東北	P. 25
■ 関東甲信越	P. 61
■ 東海・北陸	P.131
■ 近畿	P.169
■ 中国・四国	P.201
■ 九州・沖縄	P.235
(2) 都道府県の事例	
■ 北海道	P.265
■ 福島県	P.270
■ 東京都	P.273
■ 香川県	P.277
■ 宮崎県	P.281
▶ おわりに	
▶ 参考資料	
■ 成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書	P.288
■ 成年後見制度利用促進基本計画に係るKPI	P.308
■ 中核機関の先駆的取組調査研究事業 委員名簿	P.309

コラム一覧

	テーマ	ページ
1	市町村における中核機関等設置のために広域機関は何ができるのか 北海道社会福祉協議会 中村 健治	P.55
2	新たな地域資源としての市民後見人や社会福祉法人の活躍 カシオペア権利擁護支援センター 小野寺 幸司	P.56
3	家庭裁判所と中核機関の関係～顔のみえるおつきあい～ 福島家庭裁判所いわき支部	P.57
4	「チーム」による支援と後見人の役割 東京都社会福祉協議会 川井 誉久	P.123
5	意思決定支援のチームメンバーとしての本人 日本社会福祉士会 星野 美子	P.124
6	既存の会議等の活用 取手市役所 寺崎 邦秀	P.125
7	中核機関に期待したい情報の発信と収集 エール社会福祉事務所 西田 一朝	P.126
8	専門職の活用 成年後見センター・リーガルサポート 西川 浩之	P.163
9	地域連携ネットワークと社会福祉士 ふるい後見事務所 古井 慶治	P.165
10	包括的な支援体制の構築と権利擁護支援 同志社大学社会学部 永田 祐	P.195
11	医療関係者との連携 千葉大学社会精神保健教育研究センター 五十嵐 禎人	P.196
12	中核機関における弁護士の役割 弁護士 福島 健太	P.197
13	中核機関における相談と関係する制度 総社市社会福祉協議会 中井 俊雄	P.231
14	日常生活自立支援事業と成年後見制度のよりよい関係 東京都社会福祉協議会 川井 誉久	P.232
15	中核機関立ち上げに向けて ～成年後見制度は専門機関・専門職にきかなきゃわからない～ 久留米市役所 小山 敬介	P.257
16	そろそろ「自治体と中核機関の連携」「役割分担」と考えることを やめませんか？ 豊田市役所 安藤 亨	P.258

ポイント解説一覧

	テーマ	ページ
1	家庭裁判所と自治体の連携	P.58
2	活用可能な財源	P.128
3	専門職団体との連携 日本弁護士連合会 亀井 真紀 成年後見センター・リーガルサポート 矢頭 範之 日本社会福祉士会 星野 美子	P.166
4	中核機関を広域設置するときのパターン	P.198
5	市民後見人の養成と活躍支援	P.233
6	既存の協議会の活用	P.234
7	個人情報の取扱	P.260
8	小規模自治体における取組	P.262

用語について

本事例集における用語について

○本事例集では、成年後見制度や中核機関について、実践現場で用いられている略語を用いていることがあります。略語の記載については以下をご参照ください。

- 家庭裁判所……………「家裁」
- 日常生活自立支援事業……「日自」
- 社会福祉協議会……………「社協」
- 介護支援専門員……………「ケアマネ」
- 地域包括支援センター…「包括」

○成年後見制度利用促進に関する用語については、「地域における成年後見制度に向けた体制整備のための手引き」 ii ～ iv にて整理されておりますので、ご参照ください。

1 取組事例の探し方

自治体の体制整備の状況や、知りたい取組を探すときに以下をご参照ください。

(1)都道府県で探したい	P. 8
(2)中核機関の設置パターンで探したい	P.12
(3)支援機能で探したい	P.18
(4)地域連携ネットワークで探したい	P.20
(5)自治体人口で探したい	P.22
(6)高齢化率で探したい	P.24

(1) 都道府県で探したい

事例 番号	都道府県	自治体	中核機関・権利擁護センター等名称	ページ	設置 方法	運営 方法	運営 主体	中核 機関 (予定含む)	権利擁護 センター 等設置年
1	北海道	京極町	京極町生活サポートセンター	P.27	その他	委託	社協	○	H26
2	北海道	旭川市、他	旭川市社会福祉協議会	P.31	広域	委託	社協	○	H25
3	青森県	鯉ヶ沢町・深浦町	社会福祉法人鯉ヶ沢町社会福祉協議会	P.35	広域	委託	社協	○	H22
4	岩手県	二戸市、他	カシオペア権利擁護支援センター	P.39	広域	委託	NPO	○	H24
5	岩手県	釜石市・遠野市・大槌町	釜石・遠野地域成年後見センター	P.43	広域	委託	社協	○	R1
6	山形県	山形市	山形市成年後見センター	P.47	単独	委託	社協	○	H25
7	福島県	いわき市	いわき市権利擁護・成年後見センター	P.51	単独	直営	自治体	○	H26
8	茨城県	取手市	成年後見サポートセンター	P.63	単独	直営＋委託	自治体・社協	○	H28
9	茨城県	牛久市	牛久市成年後見サポートセンター	P.67	単独	委託	社協	○	H23
10	栃木県	栃木市	栃木市成年後見サポートセンター	P.71	単独	委託	社協	○	H28
11	群馬県	渋川市	渋川市成年後見サポートセンター	P.75	単独	直営	自治体	○	H29
12	埼玉県	志木市	志木市後見ネットワークセンター	P.79	単独	直営＋一部委託	自治体	○	H30
13	千葉県	浦安市	うらやす成年後見・生活支援センター	P.83	単独	委託	社協	○	H20
14	東京都	江戸川区	安心生活センター	P.87	単独	委託	社協	○	H19
15	東京都	新宿区	新宿区成年後見センター	P.91	単独	委託	社協		H19
16	東京都	町田市	町田市成年後見センター	P.95	単独	直営＋委託	社協	○	H21
17	神奈川県	藤沢市	ふじさわあんしんセンター	P.99	単独	委託	社協	○	H24
18	神奈川県	横須賀市	横須賀市・横須賀市社会福祉協議会	P.103	単独	委託	社協	○	R2
19	新潟県	佐渡市	佐渡市社会福祉協議会成年後見支援センター	P.107	単独	委託	社協	○	H24
20	山梨県	甲府市	甲府市社会福祉協議会	P.111	単独	委託	社協	○	H28
21	長野県	伊那市、他	上伊那成年後見センター	P.115	広域	直営＋委託	自治体・社協	○	H23
22	長野県	飯田市、他	いいだ成年後見支援センター	P.119	広域	委託	社協	○	H28
23	石川県	津幡町	津幡町地域包括支援センター	P.133	単独	直営	自治体	○	R2
24	福井県	坂井市	坂井市役所	P.137	単独	直営	自治体	○	R2
25	岐阜県	関市	関市権利擁護センター	P.141	単独	直営	自治体	○	H31
26	静岡県	三島市	三島市成年後見支援センター	P.145	単独	委託	社協	○	R1
27	愛知県	瀬戸市、他	尾張東部権利擁護支援センター	P.149	広域	委託	NPO	○	H23
28	愛知県	豊田市	豊田市成年後見支援センター	P.153	単独	直営＋委託	自治体・社協	○	H29
29	三重県	伊賀市・名張市	伊賀地域福祉後見サポートセンター	P.159	広域	委託	社協	○	H18
30	滋賀県	彦根市	彦根市社会福祉協議会	P.171	単独	委託	社協	○	H27
31	京都府	京都市	京都市成年後見支援センター	P.175	単独	委託	社協	○	H24

本事例集で紹介する主な取組

※本欄では、本事例集で取り上げた項目のみに○をつけています。

自治体	KPI(全)				KPI(800)				KPI(200)				KPI(全) KPI(全)			
	制度・相談窓口周知	相談受付の工夫	アセスメント・支援の検討	他制度連携調整	親族申立支援	任意後見制度利用支援	後見人候補者推薦	市町村長申立	市民後見人養成・支援	法人後見	後見人支援	モニタリング	意思決定支援	連携ネットワーク	市町村計画	条例
京極町									○					○		
旭川市、他							○		○					○		
鯉ヶ沢町・深浦町		○	○	○								○				
二戸市	○	○	○	○					○	○				○		
釜石市・遠野市・大槌町	○	○												○		
山形市	○	○	○					○	○							
いわき市		○					○		○			○		○		
取手市	○			○					○					○		
牛久市		○					○								○	
栃木市									○					○		
渋川市	○														○	○
志木市	○	○	○								○				○	○
浦安市	○		○				○		○		○			○		
江戸川区	○	○	○	○	○		○	○			○	○				
新宿区	○					○		○		○						
町田市					○		○				○			○		
藤沢市	○		○				○		○		○		○	○		
横須賀市									○			○		○		
佐渡市	○								○		○					
甲府市				○					○	○				○	○	○
伊那市、他		○	○											○		
飯田市、他	○		○	○												
津幡町			○	○										○		
坂井市		○	○	○						○						
関市	○		○	○												
三島市			○				○						○	○	○	○
瀬戸市、他			○	○			○			○		○		○	○	
豊田市		○											○	○	○	
伊賀市・名張市		○		○	○				○		○			○		
彦根市	○	○												○	○	
京都市	○	○	○	○					○					○	○	

(1) 都道府県で探したい

事例 番号	都道府県	自治体	中核機関・権利擁護センター等名称	ページ	設置 方法	運営 方法	運営 主体	中核 機関 (予定含む)	権利擁護 センター 等設置年
32	大 阪 府	大阪市	大阪市成年後見支援センター	P.179	単独	委託	社協	○	H19
33	兵 庫 県	たつの市、他	西播磨成年後見支援センター	P.183	広域	委託	社協	○	H28
34	兵 庫 県	芦屋市	芦屋市権利擁護支援センター	P.187	単独	委託	NPO・社協	○	H22
35	和歌山県	白浜町	白浜町成年後見支援センター	P.191	単独	直営＋委託	自治体・社協	○	H26
36	鳥 取 県	鳥取市	とっとり東部権利擁護支援センター	P.203	単独	直営＋委託	自治体・一般社団法人	○	R2
37	岡 山 県	総社市	権利擁護センター	P.207	単独	委託	社協	○	H25
38	岡 山 県	美作市	美作市	P.211	広域	直営	自治体	○	H28
39	広 島 県	呉市	権利擁護センター	P.215	単独	委託	社協	○	H22
40	徳 島 県	美馬市	美馬市権利擁護センター	P.219	単独	委託	社協		H22
41	香 川 県	三豊市	三豊市地域包括支援センター	P.223	単独	直営＋委託	自治体・社協・県社協	○	H31
42	高 知 県	本山町	本山町権利擁護センター「さくら」	P.227	単独	直営＋委託	社協	○	H30
43	福 岡 県	北九州市	権利擁護・市民後見センター	P.237	単独	補助	社協	○	H11
44	福 岡 県	久留米市	久留米市成年後見センター	P.241	単独	委託	社協		H26
45	大 分 県	臼杵市	臼杵市社会福祉協議会・臼杵市市民後見センター	P.245	単独	委託	社協	○	H26
46	宮 崎 県	延岡市、他	延岡・西臼杵権利擁護センター	P.249	広域	委託	一般社団法人	○	H26
47	鹿児島県	奄美市	NPO法人あまみ成年後見センター	P.253	単独	委託	NPO	○	H26

本事例集で紹介する主な取組

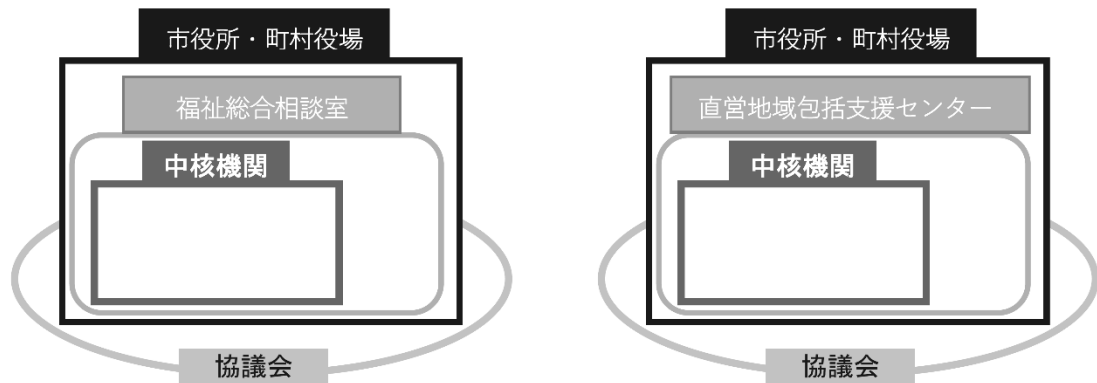
※本欄では、本事例集で取り上げた項目のみに○をつけています。

KPI(全)				KPI(800)					KPI(200)			KPI(全) KPI(全)				
自治体	制度・相談窓口周知	相談受付の工夫	アセスメント・支援の検討	他制度連携調整	親族中立支援	任意後見制度利用支援	後見人候補者推薦	市町村長申立	市民後見人養成・支援	法人後見	後見人支援	モニタリング	意思決定支援	連携ネットワーク	市町村計画	条例
大阪市							○		○					○	○	
たつの市、他	○								○			○		○		
芦屋市				○					○					○		
白浜町	○		○	○					○					○		
鳥取市	○		○				○		○					○		
総社市	○			○					○					○		
美作市				○			○		○				○	○		
呉市							○			○			○	○		
美馬市						○			○	○						
三豊市														○		○
本山町	○	○					○								○	○
北九州市									○					○		○
久留米市	○	○					○								○	
臼杵市		○					○		○					○	○	○
延岡市、他	○													○		
奄美市	○		○						○	○				○		

(2) 中核機関の設置パターンで探したい

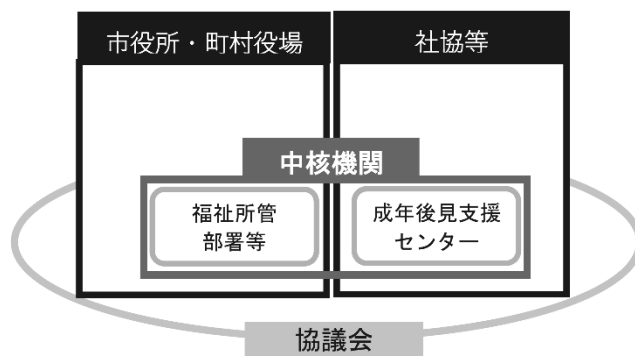
パターン1 「直営」整備

市町村内（福祉総合相談室、地域包括支援センター等）に直営の成年後見支援センター等を整備し、中核機関としているパターンがあります。



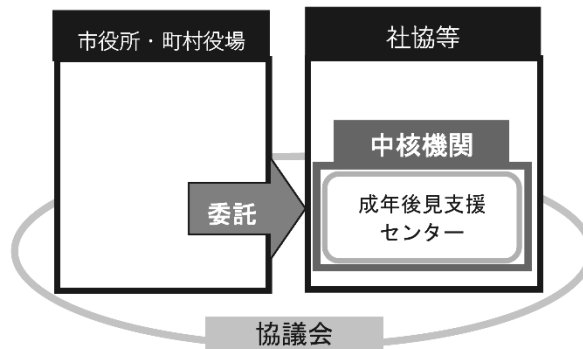
パターン2 「直営＋一部委託」による整備

委託元の自治体所管部署と、委託先の社会福祉協議会やNPO法人、一般社団法人等に「権利擁護支援センター」や「成年後見支援センター」等の両方を合わせて中核機関と位置づけている市区町村があります。



パターン3 単独市町村が「委託」による整備

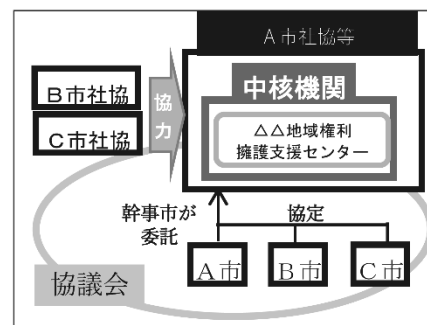
社会福祉協議会やNPO法人、一般社団法人等に「権利擁護支援センター」や「成年後見支援センター」等を委託し、中核機関として位置づけている市区町村があります。



パターン4 複数市町村が「広域」で委託

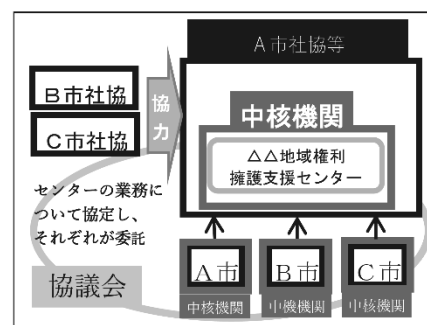
(1) 幹事自治体の委託

複数の市町村が協定を締結し、幹事を決め、幹事自治体が社会福祉協議会やNPO・一般社団法人等に中核機関を委託する場合があります。



(2) 各市町村が委託

複数の市町村が協定を締結し、それぞれ、社会福祉協議会・NPO、一般社団法人等に中核機関を委託する場合があります。



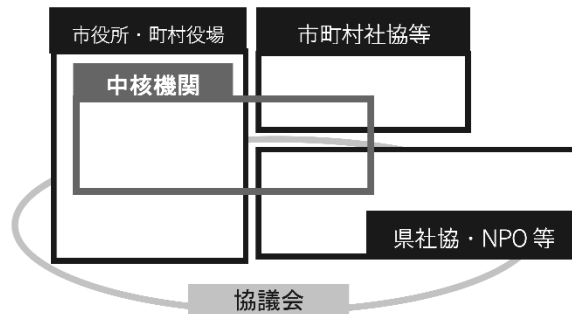
複数市町村の委託による広域整備の場合、中核機関を広域で一か所とする場合（パターン4の（1））と、一時相談を担当する各市町村の窓口も中核機関とする場合（パターン4の（2））があります。この組み合わせが逆になることも想定されます。

パターン5 その他

(1) 機能分散型

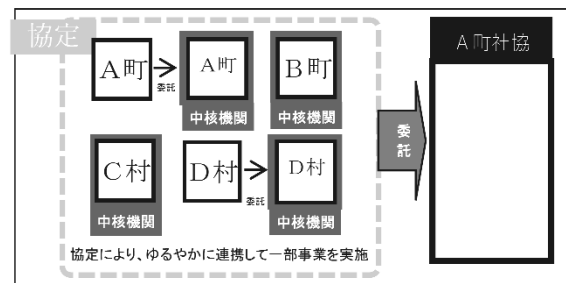
役所直営に加えて、市町村社協、さらに県社協や広域NPO等への委託により、機能を分散させて中核機関を整備しているパターンがあります。

この場合、県社協や広域NPOに委託する機能を近隣市町村とシェアしていることもあります。



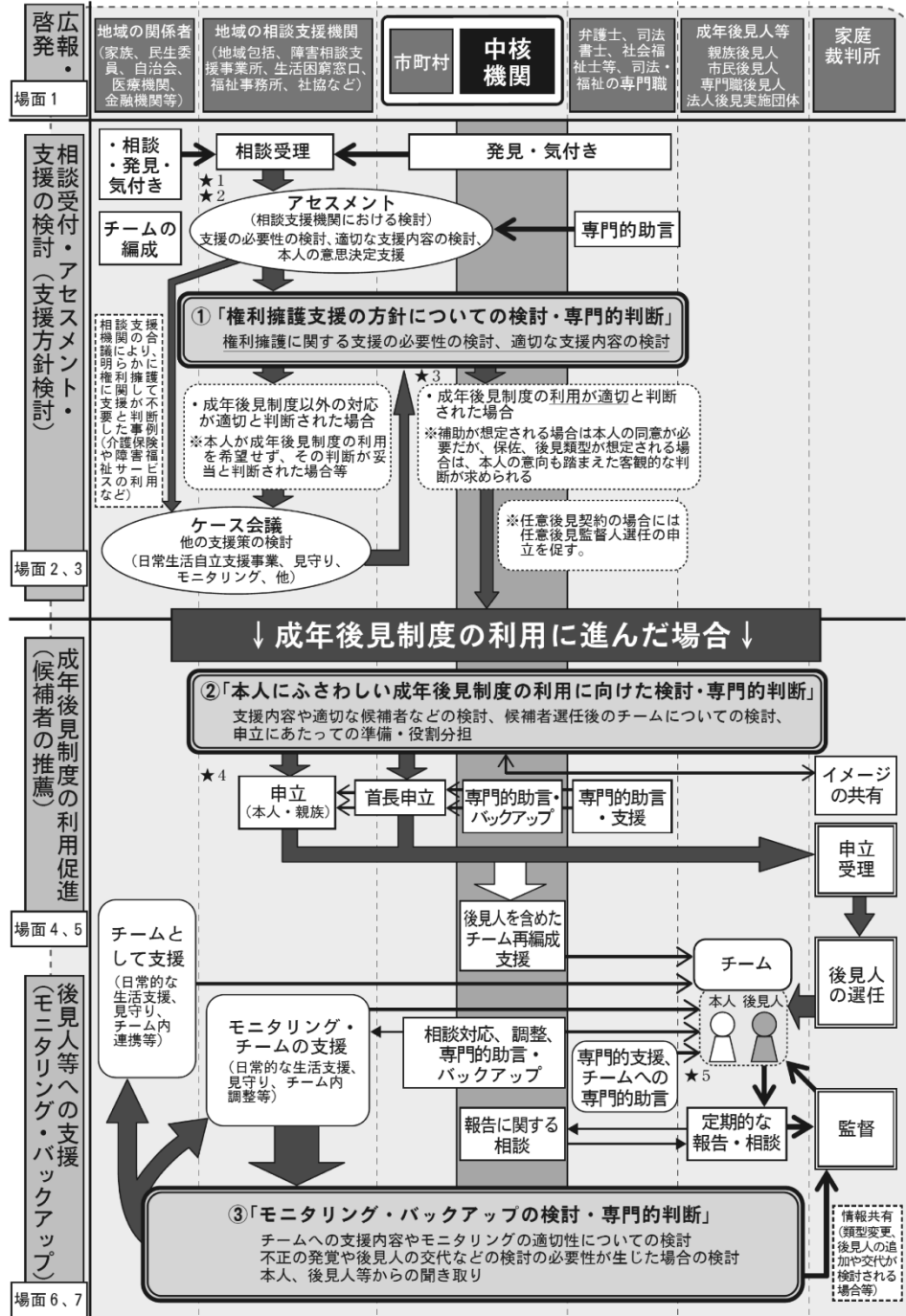
(2) 緩やかな連携

各市町村でそれぞれが中核機関の整備を行いつつ、単独自治体では行いにくい特定の事業のみを共同で実施する協定を期間限定で締結し、社会福祉協議会やNPO・一般社団法人等に委託する、緩やかな連携パターンがあります。



(3) 支援機能で探したい

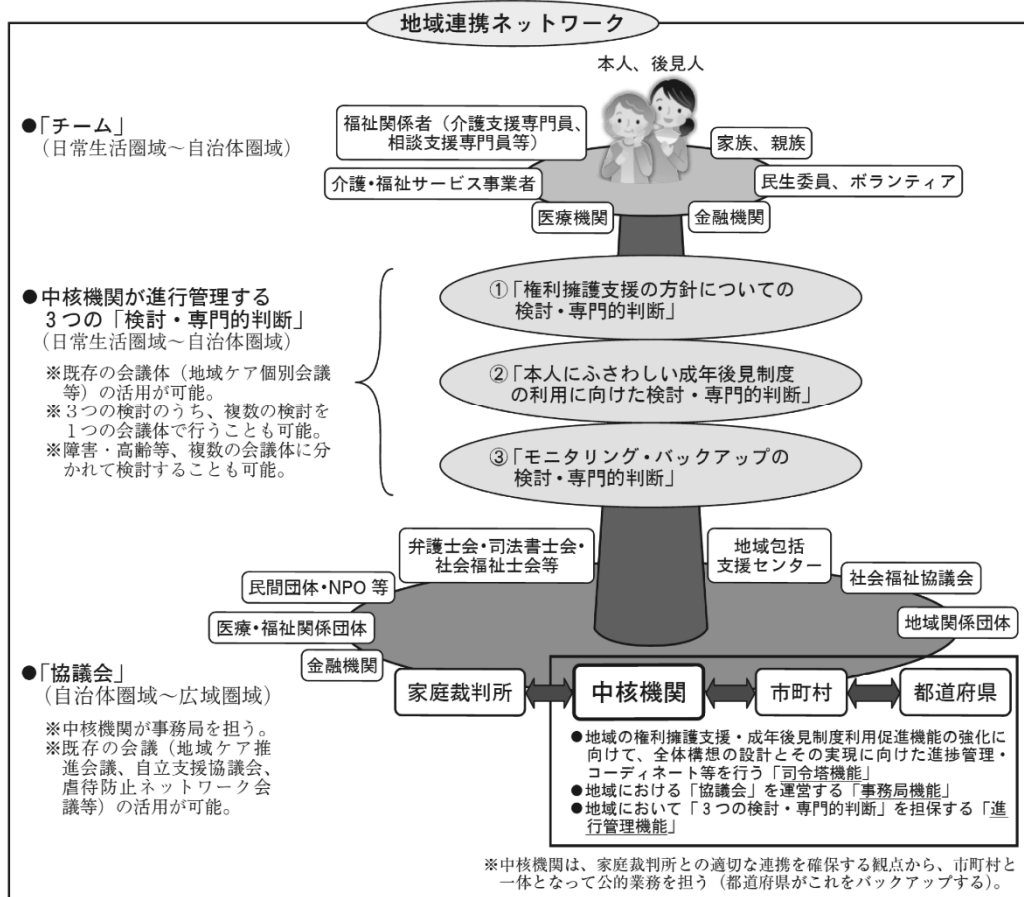
図Ⅱ-2 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）



※ ★1～5は、何らかの要因で機能不全が起きやすい、または機能が未整備の自治体が多いと想定される過程です。

(4) 支援機能で探したい

図Ⅱ－１ 地域連携ネットワークにおける「チーム」、「中核機関」、「協議会」の連関イメージ



内閣府「地域連携ネットワークのイメージ」を参考に作成。

(5) 自治体人口で探したい

■総人口で探したい

	都道府県名	市区町	人口総数(人)	65歳以上人口 (人)	65歳以上人口 割合(%)	該当ページ
政令市・特別区	大阪府	大阪市	2,714,484	686,424	25.3	179
	京都府	京都市	1,412,570	393,740	27.9	175
	福岡県	北九州市	955,935	289,093	30.2	237
	東京都	江戸川区	698,031	146,813	21.0	87
	東京都	新宿区	346,162	67,559	19.5	91
市(人口20万人以上)	神奈川県	藤沢市	433,526	105,200	24.3	99
	東京都	町田市	428,685	114,289	26.7	95
	愛知県	豊田市	425,755	96,919	22.8	153
	神奈川県	横須賀市	405,244	126,048	31.1	103
	北海道	旭川市	337,392	111,051	32.9	31
	福島県	いわき市	324,246	96,876	29.9	51
	福岡県	久留米市	306,112	81,198	26.5	241
	山形県	山形市	246,904	71,146	28.8	47
	広島県	呉市	224,922	78,004	34.7	215
	山梨県	甲府市	188,774	54,888	29.1	111
市(人口10万人以上)	鳥取県	鳥取市	188,286	53,484	28.4	203
	千葉県	浦安市	169,443	29,016	17.1	83
	栃木県	栃木市	161,363	48,777	30.2	71
	愛知県	瀬戸市	129,754	37,996	29.3	149
	宮崎県	延岡市	123,483	40,801	33.0	249
	滋賀県	彦根市	113,171	27,710	24.5	171
	静岡県	三島市	110,352	31,535	28.6	145
	茨城県	取手市	107,489	35,962	33.5	63
	長野県	飯田市	101,848	32,185	31.6	119
市(人口10万人未満)	兵庫県	芦屋市	96,020	27,413	28.5	187
	三重県	伊賀市	92,197	29,600	32.1	159
	福井県	坂井市	92,004	25,226	27.4	137
	愛知県	日進市	90,772	18,053	19.9	149
	岐阜県	関市	89,024	25,792	29.0	141
	茨城県	牛久市	85,036	23,737	27.9	67
	愛知県	尾張旭市	83,504	21,297	25.5	149
	三重県	名張市	78,896	25,186	31.9	159
	群馬県	渋川市	77,838	25,967	33.4	75
	兵庫県	たつの市	76,909	22,970	29.9	183
	埼玉県	志木市	76,303	18,397	24.1	79
	岡山県	総社市	69,151	19,236	27.8	207
	愛知県	豊明市	68,828	17,669	25.7	149
	長野県	伊那市	68,310	20,789	30.4	115
	香川県	三豊市	65,959	23,056	35.0	223
	愛知県	長久手市	58,452	9,530	16.3	149
	新潟県	佐渡市	55,333	22,555	40.8	107
	兵庫県	赤穂市	47,839	15,151	31.7	183
	鹿児島県	奄美市	43,315	13,267	30.6	253
	大分県	臼杵市	38,761	15,136	39.0	245
	兵庫県	宍粟市	38,013	12,895	33.9	183
	岩手県	釜石市	33,837	13,019	38.5	43
	長野県	駒ヶ根市	32,828	9,945	30.3	115
	兵庫県	相生市	29,666	10,396	35.0	183
	徳島県	美馬市	29,432	10,767	36.6	219
	岡山県	美作市	27,816	11,053	39.7	211
	岩手県	遠野市	27,161	10,510	38.7	43
	岩手県	二戸市	27,087	9,713	35.9	39

■総人口で探したい

	都道府県名	市区町	人口総数(人)	65歳以上人口 (人)	65歳以上人口 割合(%)	該当ページ
町村	愛知県	東郷町	43,722	9,733	22.3	149
	石川県	津幡町	37,625	8,875	23.6	133
	兵庫県	太子町	34,280	8,884	25.9	183
	長野県	箕輪町	25,050	7,239	28.9	115
	和歌山県	白浜町	21,624	8,033	37.1	191
	長野県	辰野町	19,703	7,128	36.2	115
	兵庫県	佐用町	16,973	6,700	39.5	183
	長野県	南箕輪村	15,496	3,630	23.4	115
	兵庫県	上郡町	15,025	5,570	37.1	183
	長野県	松川町	13,272	4,298	32.4	119
	長野県	高森町	13,148	4,047	30.8	119
	岩手県	一戸町	12,570	5,061	40.3	39
	宮崎県	高千穂町	12,386	4,985	40.2	249
	岩手県	大槌町	11,925	4,353	36.5	43
	岡山県	勝央町	11,111	3,355	30.2	211
	北海道	東神楽町	10,321	2,683	26.0	31
	北海道	美瑛町	10,043	3,764	37.5	31
	青森県	鯉ヶ沢町	10,035	4,149	41.3	35
	長野県	飯島町	9,489	3,347	35.3	115
	岩手県	軽米町	9,193	3,557	38.7	39
	長野県	宮田村	9,097	2,546	28.0	115
	北海道	東川町	8,382	2,699	32.2	31
	青森県	深浦町	8,228	3,860	46.9	35
	北海道	鷹栖町	6,925	2,318	33.5	31
	長野県	豊丘村	6,732	2,124	31.6	119
	北海道	当麻町	6,493	2,622	40.4	31
	長野県	阿智村	6,442	2,183	33.9	119
	長野県	喬木村	6,393	2,182	34.1	119
	岡山県	奈義町	5,901	2,028	34.4	211
	岩手県	九戸村	5,802	2,384	41.1	39
	長野県	中川村	4,932	1,662	33.7	115
	長野県	阿南町	4,638	1,995	43.0	119
	宮崎県	日之影町	4,043	1,778	44.0	249
	宮崎県	五ヶ瀬町	3,901	1,572	40.3	249
	長野県	下條村	3,775	1,266	33.5	119
	北海道	比布町	3,753	1,541	41.1	31
	北海道	上川町	3,594	1,564	43.5	31
	高知県	本山町	3,503	1,582	45.2	227
	北海道	京極町	3,042	1,063	34.9	27
	北海道	愛別町	2,785	1,252	45.0	31
	鹿児島県	宇検村	1,749	725	41.5	253
	長野県	泰阜村	1,633	655	40.1	137
	岡山県	西栗倉村	1,458	529	36.3	211
	鹿児島県	大和村	1,491	604	40.5	253
	長野県	天龍村	1,290	780	60.5	119
	長野県	大鹿村	1,008	481	47.7	119
	長野県	根羽村	912	470	51.5	119
	長野県	売木村	554	254	45.8	119
	長野県	平谷村	414	148	35.7	119

平成31年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)

65歳以上人口割合: 65歳以上人口 / 人口総数 (%)

(6) 高齢化率で探したい

■高齢化率(65歳以上人口割合)で探したい

	都道府県名	市区町	65歳以上人口割合 (%)	65歳以上人口 (人)	人口総数 (人)	該当ページ
40%以上	長野県	大鹿村	60.5	760	1,290	119
	長野県	根羽村	51.5	470	912	119
	長野県	大鹿村	47.7	481	1,006	119
	青森県	深浦町	46.9	3,860	8,226	35
	長野県	赤木村	45.8	254	554	119
	高知県	本山町	45.2	1,582	3,503	227
	北海道	愛別町	45.0	1,252	2,785	31
	宮崎県	日之影町	44.0	1,778	4,043	249
	北海道	上川町	43.5	1,564	3,594	31
	長野県	阿南町	43.0	1,995	4,638	119
	鹿児島県	宇検村	41.5	725	1,749	253
	青森県	鶴ヶ沢町	41.3	4,149	10,035	35
	岩手県	九戸村	41.1	2,384	5,802	39
	北海道	比布町	41.1	1,541	3,753	31
	新潟県	佐渡市	40.8	22,555	55,333	107
	鹿児島県	大和村	40.5	804	1,491	253
	北海道	当麻町	40.4	2,622	6,493	31
	宮崎県	五ヶ瀬町	40.3	1,572	3,901	249
	岩手県	一戸町	40.3	5,061	12,570	39
	宮崎県	高千穂町	40.2	4,985	12,386	249
	長野県	桑島村	40.1	655	1,633	119
35%～40%未満	岡山県	義作市	39.7	11,053	27,816	211
	兵庫県	佐用町	39.5	6,700	16,873	183
	大分県	臼杵市	39.0	15,136	38,761	245
	岩手県	滝野市	38.7	10,510	27,161	43
	岩手県	軽米町	38.7	3,557	9,193	39
	岩手県	釜石市	38.5	13,019	33,837	43
	北海道	美瑛町	37.5	3,784	10,043	31
	和歌山県	白浜町	37.1	8,033	21,624	191
	兵庫県	上郡町	37.1	5,570	15,025	183
	徳島県	美馬市	36.6	10,767	29,432	219
	岩手県	大槌町	36.5	4,353	11,925	43
	岡山県	西条倉村	36.3	529	1,458	211
	長野県	辰野町	36.2	7,128	19,703	115
	岩手県	二戸市	35.9	9,713	27,087	39
	長野県	平谷村	35.7	148	414	119
	長野県	飯島町	35.3	3,347	9,489	115
	兵庫県	相生市	35.0	10,396	29,666	183
	香川県	三豊市	35.0	23,056	65,859	223
30%～35%未満	北海道	京極町	34.9	1,083	3,042	27
	広島県	呉市	34.7	78,004	224,922	215
	岡山県	奈義町	34.4	2,028	5,901	211
	長野県	喬木村	34.1	2,182	6,393	119
	兵庫県	宍粟市	33.9	12,895	38,013	183
	長野県	阿智村	33.9	2,183	6,442	119
	長野県	中川村	33.7	1,662	4,932	115
	長野県	下條村	33.5	1,266	3,775	119
	北海道	鷹栖町	33.5	2,318	6,925	31
	茨城県	取手市	33.5	35,962	107,489	63
	群馬県	澁川市	33.4	28,967	77,838	75
	宮崎県	延岡市	33.0	40,801	123,483	249
	北海道	旭川市	32.9	111,051	337,392	31
	長野県	松川町	32.4	4,298	13,272	119
	北海道	東川町	32.2	2,699	8,382	31
	三重県	伊賀市	32.1	29,600	92,197	159
	三重県	名張市	31.9	25,186	78,896	159
	兵庫県	赤穂市	31.7	15,151	47,839	183
	長野県	飯田市	31.6	32,185	101,848	119
	長野県	豊丘村	31.6	2,124	6,732	119
	神奈川県	横須賀市	31.1	126,048	405,244	103
	長野県	高森町	30.8	4,047	13,148	137
	鹿児島県	奄美市	30.6	13,267	43,315	253
	長野県	伊那市	30.4	20,789	68,310	115
	長野県	駒ヶ根市	30.3	9,945	32,828	115
	福岡県	北九州市	30.2	289,093	955,935	237
	栃木県	栃木市	30.2	48,777	161,363	71
	岡山県	膳所町	30.2	3,355	11,111	211
25%～30%未満	福島県	いわき市	29.9	96,876	324,246	51
	兵庫県	たつの市	29.9	22,970	76,909	183
	愛知県	瀬戸市	29.3	37,996	129,754	149
	山梨県	甲府市	29.1	54,888	188,774	111
	岐阜県	関市	29.0	25,792	89,024	141
	長野県	箕輪町	28.9	7,239	25,050	115
	山形県	山形市	28.8	71,146	246,904	47
	静岡県	三島市	28.6	31,535	110,352	145
	兵庫県	芦屋市	28.5	27,413	96,020	187
	鳥取県	鳥取市	28.4	53,484	188,286	203
	長野県	宮田村	28.0	2,546	9,097	115
	茨城県	牛久市	27.9	23,737	85,036	67
	京都府	京都市	27.9	393,740	1,412,570	175
	岡山県	総社市	27.8	19,236	69,151	207
	福井県	坂井市	27.4	25,226	92,004	137
	東京都	町田市	26.7	114,289	428,685	95
	福岡県	久留米市	26.5	81,198	306,112	241
	北海道	東神楽町	26.0	2,683	10,321	31
	兵庫県	太子町	25.9	8,884	34,280	183
	愛知県	豊明市	25.7	17,669	68,828	149
	愛知県	尾張旭市	25.5	21,297	83,504	149
	大阪府	大阪市	25.3	686,424	2,714,484	179
20%～25%未満	滋賀県	彦根市	24.5	27,710	113,171	171
	神奈川県	藤沢市	24.3	105,200	433,526	99
	埼玉県	志木市	24.1	18,397	76,303	79
	石川県	津幡町	23.6	8,875	37,625	133
	長野県	南箕輪村	23.4	3,630	15,496	115
	愛知県	豊田市	22.8	96,919	425,755	153
	愛知県	東郷町	22.3	9,733	43,722	149
	東京都	江戸川区	21.0	146,812	688,031	87
	愛知県	日進市	19.9	18,053	90,772	149
	東京都	新宿区	19.5	87,559	346,162	91
20%未満	千葉県	浦安市	17.1	29,016	169,443	83
	愛知県	長久手市	16.3	9,530	58,452	149

平成31年1月1日住民基本台帳年齢別人口(市区町村別)

65歳以上人口割合: 65歳以上人口/人口総数 (%)

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35～40%未満	30～35%未満	25～30%未満	20～25%未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	石川県津幡町	区分	単独・直営
キーワード	小規模自治体の取組、既存の仕組みの活用、全世代型包括的支援体制		

全世代型の地域包括ケア推進協議会を活かした取組

I. 概 要

1. 自治体概要

人 口	37,603人
面 積	110.59km ²
高齢化率	23.7%
地域包括支援センター	1か所
日常生活自立支援事業利用者数	12人
障害者相談支援事業所	2か所
療育手帳所持者数	270人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	224人

(2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績)



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
51人	39人	11人	1人	0人

(2018年12月末時点)

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	3件	0件	4件	2件
内 高 齢 者	3件	0件	4件	2件
内 障 害 者	0件	0件	0件	0件

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
0人	0人	0人	0人

(2018年度末時点)

3. 事例のポイント

▶既存の取組を活かす

新たな仕組みをつくらなければと気負わずに、「あるものを活かす」、その上で「ないものはつくる」という取組。

▶権利擁護ネットワークの蓄積

津幡町では、2013年から地域包括支援センターのネットワーク構築の一環として権利擁護ネットワークを立ち上げ、多職種からなる個別事例の相談や検討を行っていた。こうした取組を通じた人的なネットワークや協議の場を活かして取組を推進した。

▶地域包括ケア推進協議会に位置づける

こうした流れから、地域包括ケア推進協議会のもとに権利擁護部会を設置し、基本計画にいう「協議会」に位置づけることで、地域包括ケアを一体となった権利擁護体制を構築しようとしている。

既存機関の活用	計画の策定	取組	定住自立圏域	支援検討	アセスメント・調整	他制度との連携	市町村長申立	市民後見人養成	法人後見	活用	補助・保佐の活用	任意後見制度	取り扱い	連携	連携	連携	不正防止効果

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2006 (H18) 年 4月	地域包括支援センター設置
2013 (H25) 年	権利擁護ネットワーク連絡会の立ち上げ Point 1
2015 (H27) 年	権利擁護ネットワーク幹事会の立ち上げ Point 1
2016 (H28) 年	権利擁護ネットワーク連絡会のメンバーを拡充（相談支援専門員や介護支援専門員）
2018 (H30) 年	権利擁護ネットワーク幹事会のメンバーを拡充（町社協の日常生活自立支援事業を担当する社会福祉士）
2019 (R1) 年 8月	地域包括ケア推進協議会に権利擁護部会を設置。 Point 2
2020 (R2) 年 4月	地域包括支援センター内に中核機関を開設予定。 Point 2



POINT



Point 1

津幡町では、地域包括ケアシステム構築の一環として、2013年から、各種専門職や日常生活自立支援事業、生活福祉資金の貸付担当者などからなる「権利擁護ネットワーク連絡会」を組織化し、情報交換や事例検討を行ってきました。また、2015年からは各種専門職と地域包括支援センターがネットワークの運営や研修の企画を担う「権利擁護ネットワーク幹事会」を運営してきました。幹事会は、個別事例の相談、後見人の推薦に関する相談、推薦した後見人への引き継ぎ、フォロー等も行ってきました。今回の取組みはこうした土台の上に構築されています。これまで地域包括支援センターが蓄積してきた人的なつながりや協議の場を活かしていくことがポイントと考えています。



Point 2

津幡町の取組みは、法律ができたから始めたのではなく、権利擁護ニーズがある人を支援する「必要性」の中から取組みをつくっていくという

発想から生まれました。権利擁護ニーズのある人がいないという地域はないはずです。まず、こうした人たちの暮らしを考える場をつくって、必要なメンバーに集まってもらい、話し合うことから進めていき、それが中核機関の土台となるネットワークにつながっていきました。足りない機能については、「地域包括ケア推進協議会」等の既存の取組を活かして整備が進められました。

なぜ町に権利擁護ネットワーク連絡会が必要と考えたのでしょうか？

権利擁護ネットワーク連絡会を立ち上げたきっかけは、町長申し立てで選任された後見人からの「後見人同志が情報交換する場があったらいいのに。」との声からでした。そのため権利擁護ネットワーク連絡会の組織化は自然な流れであり、その後も、必要に応じて参加者の意見を聞きながら事業展開を行っています。



Ⅲ. 津幡町における体制の特徴について

1. 中核機関の体制 包括的な支援体制と一体となった取組み

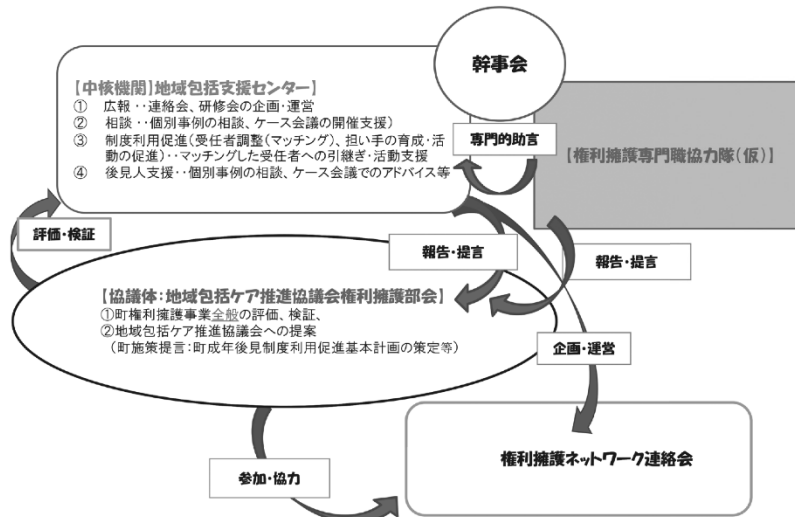
中核機関は、町営の地域包括支援センターが担う予定です（2020年4月設置予定）。

地域包括支援センターは、これまでの蓄積を活かし、広報、相談、制度の利用促進、後見人支援といった役割を、「権利擁護ネットワーク連絡会・幹事会」や新たに組織化する「権利擁護専門職協力隊」（仮称）と連携・協力しながら、地域

連携ネットワークとして推進していく予定です。

また、2019年に地域包括ケア推進協議会に設置した「権利擁護部会」を基本計画にいう「協議会」として位置付け、権利擁護の取組に関する評価・検証や、町成年後見制度利用促進基本計画の策定等を行っていくこととしています。

〈津幡町権利擁護ネットワーク 体系図(案)〉



津幡町の地域包括ケアシステムの特徴は、地域包括支援センターを中核とした全世代型の包括的な支援体制を構築していることです。地域包括支援センターは高齢者だけではなく、地域の複合課題を抱えた世帯や障害のある方、子ども、生活困窮者等あらゆる相談に対応しています。

また、地域包括支援センターは地域担当制をとっており、自ら担当する地域で解決が難しい事例がある場合には、地域ケア会議を開催し、多機関や地域と連携して解決にあたることになっています。

つまり、権利擁護のニーズだけが別に話し合われたりするのではなく、従来から権利擁護のニーズがあれば、地域ケア会議で話し合われ、必要があれば、個別事例の相談やケースの検討、申立ての支援や専門職とのマッチング、そして個別事例のフォローなどが行われていました。小さい町であることを強みとして活かすことで、こうした包括的な支援体制と権利擁護の体制を一体的なものとして構築することができました。

2. これまでの蓄積を活かした取組

津幡町は、これまでつくってきたしくみを最大限に活用し、連続性のある取組みとして成年後見制度の利用促進を位置づけています。

2006（H18）年に町直営の地域包括支援センターを設置し、2013（H25）年からネットワーク構築の一環として「権利擁護ネットワーク連絡会」を組織化していました。当初、連絡会は、町長申立てにより選任された後見人である弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業・生活福祉資金の貸し付け担当、町の消費生活相談担当から構成され、情報交換や事例検討を行っていました。地域包括支援センターは、このネットワークを次第に拡充し、「権利擁護ネットワーク幹事会」の立ち上げ、権利擁護ネットワーク連絡会のメンバーの拡充などを行い、相談の中で権利擁護ニーズがある町民の支援にあたってきました。

こうした取組みは、津幡町が進めてきた地域包括ケアシステムの構築の中で、必要なネットワークとして整備されてきました。今回の成年後見制度利用促進の取組みにあたっては、これまでつくってきたネットワークや人的つながりを活かして検討していくことになりました。

2019年には「権利擁護ネットワーク幹事会」で成年後見制度利用促進に向けた検討を開始し、新たに地域包括ケア推進協議会のもとにこれまでの

ネットワークにくわえて、「権利擁護部会」を設置し、基本計画という「協議会」と位置づけるとともに、地域包括支援センターを「中核機関」とすることになりました。

津幡町では、従来から「小さくはじめて大きくする」「あるものを活かす」「ないものはつくる」という発想の下、独自にネットワークを構築してきました。「権利擁護ネットワーク連絡会」も「小さくはじめて」必要に応じて「大きく」してきました。利用促進の取組みもまずはこれまでしてきたことを土台に、必要に応じて機能を追加していく予定です。

地域包括ケア推進協議会および部会の体制について



担当者より

権利擁護とは特別な支援ではなく、あらゆる人の生活を支えるための視点です。

多職種で生活を支える必要がある場合には、それぞれの支援者が困ったときに相談し、知恵を出し合える場づくりが必要だと考えています。



■参考URL 連絡先

津幡町 町民福祉部 福祉課
地域包括支援センター
TEL : 076-288-7952
URL : <https://www.town.tsuibata.ishikawa.jp/soshiki/fukushi/houkatsushien.html>

第4章 まとめ

1 事業の成果

本調査研究事業においては、多くの自治体・関係者の協力を得て、当初予定していた「40～50自治体」という設定を超えた53自治体に対する調査を実施し、事例集に各自治体の取組を掲載し、発信することができた。

当初設定した4つの論点について、調査結果を踏まえ、以下のような取組が行われていることを確認することができた。

（1）事例集項目について

① 中核機関の立ち上げについて

これから中核機関を設置する、もしくは設置検討中の自治体の参考となるよう、中核機関の立ち上げの経緯および自治体内、関係機関との協議の場の設定、調整時の論点、検討過程等について事例を紹介した。

中核機関の整備パターンについては、「中核機関の設置パターンで探したい」として「直営」整備、「直営＋一部委託」による整備、単独市町村が「委託」による整備、複数市町村が「広域」で委託、その他（機能分散型、緩やかな連携）と5つの類型にて事例を整理、特に立ち上げ過程を取り上げた事例をすぐに検索できるようにした。

特に、町村が単独で中核機関を設置した石川県津幡町、高知県本山町等の事例においては、既存の協議体や権利擁護相談等の取組、従来からの連携体制を活かしながら中核機関として機能を整備することで、単独町村でも中核機関を整備しうることが明らかとなった。

また、広域整備における課題とその対応として、時限的に広域整備を行い、その後ゆるやかな連携に転換した北海道京極町、広域整備の協議課程の決定項目を可視化し協議を前進させた岩手県釜石市、定住自立圏の枠組みを利用して整備を行った北海道

旭川市、長野県飯田市等の整備手法は、これから整備に着手する自治体の参考となると考えられる。

② 4つの機能、不正防止効果

成年後見制度利用促進基本計画における「中核機関の発揮する4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）および不正防止効果」について、事例集において「支援機能で探したい」という項目より「広報機能（広報・啓発）」、「相談機能」、「成年後見制度利用促進機能」（担い手の育成、受任調整）、「後見人支援機能」という項目別に、事例を検索できる仕様とした。

広報機能については、成年後見制度そのものを周知する対象別等パンフレット作成の工夫（大阪府大阪市、高知県本山町等）や、協議体メンバー・市民後見人等による演劇や紙芝居等多様な手法による広報（岩手県二戸市他、千葉県浦安市等）がみられた。同時に、権利擁護ニーズを把握する相談窓口職員や福祉関係者に対する広報としての研修・セミナー等に力を入れる取り組みも見られた（茨城県牛久市、長野県伊那市等）。

相談機能については、特に広域整備の中核機関では、1次相談・2次相談と相談機能を分散する体制（長野県伊那市、鹿児島県奄美市等）がある一方、小規模で相談体制の整備が困難な町村には出張相談や出張研修等を行う取り組み（北海道旭川市、長野県飯田市等）が見られた。また、中核機関の整備により、法的課題に関する専門職の相談対応や、困難事例の検討・専門的判断の体制を整えた自治体も見られた（茨城県牛久市、埼玉県志木市、大阪府大阪市、高知県本山町、鹿児島県奄美市等）。

相談を受け止める体制として包括的支援体制を整備、総合相談の一環として権利擁護支援を行っている自治体も見られた（山形県山形市、愛知県豊田市、岐阜県関市、兵庫県芦屋市等）。また、関係の深い日常生活自立支援事業等との連携の工夫が、整備形態に関わらず、多くの自治体でみられた。

不正防止効果について、「後見人何でも相談ダイヤル」など、後見に関する相談窓口が周知され、被後見人本人からの相談や検討が必要な案件など幅広い情報が中核機

関に寄せられ、会議に諮られる仕組みを整備、結果として地域における不正防止につながるような取組がみられた。（東京都江戸川区）

③ 地域連携ネットワークの構築と活用

地域連携ネットワークの二つの基本的仕組み「本人を後見人とともに支える『チーム』による対応、地域における『協議会』等の体制づくり」について、ネットワークの構築の過程や活用に関する事例を紹介した。

従来の仕組みを活かした整備としては、地域包括ケア推進協議会を活かした整備（石川県津幡町）、虐待防止ネットワークの会議を活かした整備（和歌山県白浜町）等があげられる。

また、消費者安全確保地域協議会を兼ねて新たに協議会を整備した取り組み（茨城県栃木市）や、中核機関整備を機に、新たな協議体を整備し、医療機関や金融機関等幅広い関係団体との連携を構築する取り組み（愛知県豊田市、京都府京都市）等も見られた。

④ 都道府県の支援実践

市町村の取組の推進および各市町村の区域を超えた広域的な見地からの取組について5都道府県による自治体・中核機関の支援実践の事例を紹介した。

都道府県においては、裁判所、都道府県社協等との連携体制を組み自治体支援を行う取り組み、専門職団体との協定を整備する取り組み、自治体をバックアップするセンターを設置し、研修や支援ツールの提供等を行う取り組み、自治体にアウトリーチした支援を行う取り組み、複数のメーリングリストを整備し適切な範囲に対し情報提供を行う取り組み等がみられた。

（２）中核機関の先駆的取組について

本調査研究事業の事例選考に際して注視したポイントの中で、他地域の参考となると思われる中核機関の先駆的取組として、以下のような事例が挙げられる。

「意思決定支援を重視した取組」として、医療・福祉関係者の意思決定支援をサポートする「ポイント集」の開発（愛知県豊田市）、本人を中心に据えた後見活動のための「価値観シート」の開発（静岡県三島市）、市民後見人の養成・支援において意思決定支援に重点をおいた取り組み（神奈川県藤沢市）などが挙げられる。

「受任調整」（後見人等候補者の推薦への中核機関の関与）については、既存の会議体を利用し受任調整機能を持たせた取り組み（和歌山県白浜町）、ケース検討会議時に本人にふさわしい後見人等候補者を合わせて検討する取り組み（高知県本山町）、首長申立に関する市民後見人案件から、調整対象を拡大した取り組み（鳥取県鳥取市）など、工夫しながら必要とさせる機能を整備する取り組みが見られた。

「親族後見人への支援」においては、申立段階から相談対応を行うことで親族後見人支援につなぐ、家庭裁判所との連携により、親族後見人等に対して中核機関の存在を周知、親族後見人の支援につながる（東京都町田市）、親族を含め後見人として受任している人の集いを定期開催し、情報交換や専門職から助言を得られる機会とする取り組み（三重県伊賀市）等が見られた。

「任意後見の取組」として、社協が法人として任意後見事業に取り組み、見守りシステムと組み合わせることで適切な時期に任意後見契約の発効が可能となる仕組みの整備（東京都新宿区）などが見られた。

「法人後見の立ち上げ支援」は、後見人等受任の受け皿となる専門職等の数が少ない地域で、都道府県が「法人後見立ち上げ支援事業」を実施している地域がみ

られ（福井県）、補助事業での検討を契機に、中核機関・地域連携ネットワークの体制整備に進んだ地域がみられた（福井県坂井市）。

なお、これらの「先駆的取組」については、事例集において「ポイント解説」として論点を紹介し、取組概要と事例を紹介している。

2 今後の課題

今回の調査研究事業では、①中核機関の立ち上げ、②4つの機能、不正防止効果、③地域連携ネットワークの構築と活用、④都道府県の支援実践という論点より、各地域における中核機関の取組を調査し、小規模の自治体、離島の自治体から政令指定都市まで、幅広い特徴を持つ様々な自治体の取組について事例集にて取り上げることができた。

体制整備の取組の背景には、首長によるリーダーシップ、地域における専門職団体等による自治体への提言、都道府県や都道府県社協による取り組み支援、国の成年後見制度利用促進基本計画や自治体の関係計画の策定等の動きを契機としていることが挙げられる。また、権利擁護センター等や、地域包括支援センター等既存の機関がすでに権利擁護・成年後見に関する相談支援等を行っている場合、その機関を中核機関として整備することで既存の取組を活かして体制整備を行っているパターンも多くみられる。

一方、相談窓口で成年後見制度を必要としているというニーズの把握が困難、首長申立の経験がない、権利擁護の相談について家裁や専門職等への連携に自治体としてハードルの高さを感じているという自治体も一定あることが、ヒアリング調査と委員会における協議において明らかとなった。また、規模が小さな離島や専門職がほとんどおらず、中心となる自治体も見当たらない過疎地域における取組をどのように支援するのか、都道府県の役割も含めた検討が、今後必要であると考えられる。

卷 末 資 料

調査票（単独設置）

◆調査票の内容について確認させていただく場合がありますので、連絡先をご記入下さい。

都道府県		自治体名	
部・課		記入者役職	
記入者氏名		電話番号	
E-mail		F A X	

中核機関及び権利擁護支援センター等の整備について

以下の質問で該当する内容をお答えください。

ご回答内容が詳細になるものや、書きにくいものついて、また、分からないものについては、ヒアリングにお伺いした際に改めてお伺いいたします。

お伺いする内容が記載された資料等がありましたら、添付いただだけで結構です。

特に「問 3.人員体制」や「問 5.運営費」、「問 6.立上げ予算」については回答用の書式を用意いたしましたが、書式にかかわらず貴自治体の実態をお答えいただければと思います。（別途資料をご用意いただいても、結構です）

問 1 貴自治体では中核機関を設置していますか。(1つに○)

- | |
|--|
| 1. 設置している ⇒問 2～6 は中核機関についてお答えください

2. 設置していない ⇒問 2～6 は権利擁護センター等についてお答えください |
|--|

問 2 貴自治体での中核機関及び権利擁護支援センター等の運営形態についてお答えください。(1つに○)

- | |
|---|
| 1. 直営

2. 委託又は補助

3. 直営+委託等 |
|---|

問 3 中核機関及び権利擁護支援センター等の運営主体及び人員体制についてお答えください。

運営主体	例) 行政及び成年後見サポートセンター(社協)による共同運営
------	--------------------------------

機関名	所属・役職	専任・兼務	保有資格
例) 市役所	高齢福祉課 係長 1 名	兼務	なし

(1つに○)

1. 単独の市町村で整備

2. 複数の市町村で設置

3. 現在、あり方の協議中（または協議予定）

4. その他（ ）

令和元年度の運営費の予算の構成について、内示額又は申請額ベースでも構いませんので、可能な範囲でお答えください。

(直営部分における運営費（事業費）)

運営費予算全体		千円
【内訳】	①市区町村の一般財源	千円
	②国・県からの補助金・交付金等	千円
	③その他（寄付金等）	千円

(委託先等における運営費（事業費）)

運営費予算全体		千円
【内訳】	①市区町村の一般財源（委託料）	千円
	②国・県からの補助金・交付金等（委託料）	千円
	③その他（寄付金、委託等の独自財源等）	千円

(2) 活用している国・県からの補助金・交付金等（上記質問②の金額）の内訳

（活用している補助金・交付金等全てについて漏れなく記載願います。）

活用している国・県からの補助金・交付金等の名称	補助対象となる事業内容【※】	補助金・交付金等の額
	広報・啓発	千円
	適切な後見人候補者の推薦（受任調整会議）	千円
	後見人支援	千円
	市民後見人育成	千円
	法人後見の立ち上げ支援	千円
		千円
		千円
合 計		千円

※補助金・交付金等の名称は正確に記載をお願いします。

※「事業内容欄」については、補助金・交付金等の対象となっている事業内容に応じて適宜記載いただ
いて構いません。

※合計は問5(1)②と一致すること。

問6 中核機関及び権利擁護支援センター等の立上げに要した予算の構成

(1) 立上げに要した費用（実績・合算額）

立上げに要した費用全体		千円
【内訳】	①市区町村の一般財源	千円
	②国・県からの補助金・交付金等	千円
	③その他（寄付金等）	千円

(2) 活用した国・県からの補助金・交付金等（上記質問②の金額）の内訳

（活用した補助金・交付金等全てについて漏れなく記載願います。）

活用した補助金・交付金 等の名称	補助対象となった対象経費【※】	補助金・交付金等の額
	（例）職員の先進地視察に係る旅費 職員研修の参加旅費 立上げに向けた会議の委員謝金	千円
		千円
		千円
		千円
合 計		千円

※補助金・交付金等の名称は正確に記載をお願いします。

※対象経費欄は補助金・交付金等の対象経費に応じて適宜記載いただいて構いません。

※合計は問6(1)②と一致すること。

可能であれば、自治体の基本データ、中核機関及び権利擁護支援センター等の事業概要、組織体制、財務関係資料、中核機関及び権利擁護支援センター等の立上げ経緯等がわかる報告書等、協議会の議事次第・資料等、自治体でお持ちの既存資料等を事前にデータ送付もしくは同封の封筒

にてお送りいただきますようお願い申し上げます。

問 7 市町村の属性及び成年後見の状況

■市町村の属性（2018 年度末時点・利用者数は 2018 年度実績）

人口	人	面積	km ²
高齢化率	%	地域包括支援センター数	か所
日常生活自立支援事業利用者数	人	障害者相談支援事業所数	か所
療育手帳取得者数	人	精神障害者保健福祉手帳取得者数	人

■市町村における成年後見の状況

①成年後見制度利用者数（平成 30 年 12 月末時点 ない場合： 年 月 日時点）

利用者数(合計)	後見	保佐	補助	任意後見
人	人	人	人	人

平成 30 年 12 月末時点のデータがない場合は、直近(時点もご記入ください)の人数をお答えください。

②市町村長申立て件数

年度	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年(8 月末時点)
件数	件	件	件	件
内 高 齢 者	件	件	件	件
内 障 害 者	件	件	件	件

③市民後見人養成者数（平成 31 年 3 月末時点 ない場合： 年 月 日時点）

養成者数(累計)	後見受任者数	法人後見支援員 (実働数)	日常生活自立支援事業 生活支援員(実働数)
人	人	人	人

平成 31 年 3 月末時点のデータがない場合は、直近(時点もご記入ください)の人数をお答えください。

④法人後見実施機関

管内市町村又は近隣市町村において法人後見を実施している機関名をお書きください。

--

現状でお分かりになる範囲内でお答えください。

現時点で不明のものがヒアリング当日にわかりましたら、お伺いいたします。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

調査票（広域設置・幹事自治体等）

中核機関及び権利擁護支援センター等を広域設置している各市町村の主管もしくは幹事自治体の方に伺います。

◆調査票の内容について確認させていただく場合がありますので、連絡先をご記入下さい。

都道府県		自治体名	
部・課		記入者役職	
記入者氏名		電話番号	
E-mail		F A X	

中核機関及び権利擁護支援センター等の整備について

以下の質問で該当する内容をお答えください。

ご回答内容が詳細になるものや、書きにくいものついて、また、分からないものについては、ヒアリングにお伺いした際に改めてお伺いいたします。

お伺いする内容が記載された資料等がありましたら、添付いただだけで結構です。

特に「問 3.人員体制」や「問 5.運営費」、「問 6.立上げ予算」については回答用の書式を用意いたしましたが、書式にかかわらず貴自治体の実態をお答えいただければと思います。（別途資料をご用意いただいても、結構です）

問 1 貴自治体では中核機関を設置していますか。(1つに○)

- | |
|--|
| 1. 設置している ⇒問 2～6 は中核機関についてお答えください

2. 設置していない ⇒問 2～6 は権利擁護センター等についてお答えください |
|--|

問 2 貴自治体での中核機関及び権利擁護支援センター等の運営形態についてお答えください。(1つに○)

- | |
|---|
| 1. 直営

2. 委託又は補助

3. 直営+委託等 |
|---|

問 3 中核機関及び権利擁護支援センター等の運営主体及び人員体制についてお答えください。

運営主体	例) 行政及び成年後見サポートセンター(社協)による共同運営
------	--------------------------------

機関名	所属・役職	専任・兼務	保有資格
例) 市役所	高齢福祉課 係長 1 名	兼務	なし

問4 中核機関及び権利擁護支援センター等の整備区域についてお答えください（予定含む）。

（1つに○）

1. 単独の市町村で整備	2. 複数の市町村で設置
3. 現在、あり方の協議中（または協議予定）	
4. その他（ ）	

問5 中核機関及び権利擁護支援センター等の運営費について

令和元年度の運営費の予算の構成について、内示額又は申請額ベースでも構いませんので、可能な範囲でお答えください。

（1）運営費予算（令和元年度）

（直営部分における運営費（事業費））

運営費予算全体		千円
【内訳】	①市区町村の一般財源	千円
	②国・県からの補助金・交付金等	千円
	③その他（寄付金等）	千円

（委託先等における運営費（事業費））

運営費予算全体		千円
【内訳】	①市区町村の一般財源（委託料）	千円
	②国・県からの補助金・交付金等（委託料）	千円
	③その他（寄付金、委託等の独自財源等）	千円

（2）広域の自治体ごとの運営費の按分はどのように行っていますか。

例：等分割、人口割、利用者割など

(3) 活用している国・県からの補助金・交付金等（上記質問②の金額）の内訳

（活用している補助金・交付金等全てについて漏れなく記載願います。）

活用している国・県からの補助金・交付金等の名称	補助対象となる事業内容 【※】	補助金・交付金等の額
	広報・啓発	千円
	適切な後見人候補者の推薦（受任調整会議）	千円
	後見人支援	千円
	市民後見人育成	千円
	法人後見の立ち上げ支援	千円
		千円
		千円
合 計		千円

※補助金・交付金等の名称は正確に記載をお願いします。

※「事業内容欄」については、補助金・交付金等の対象となっている事業内容に応じて適宜記載いただ
いて構いません。

※合計は問5(1)②と一致すること。

問6 中核機関及び権利擁護支援センター等の立上げに要した予算の構成

(1) 立ち上げに要した費用（実績・合算額）

立ち上げに要した費用全体		千円
【内訳】	①市区町村の一般財源	千円
	②国・県からの補助金・交付金等	千円
	③その他（寄付金等）	千円

（２）活用した国・県からの補助金・交付金等（上記質問②の金額）の内訳

（活用した補助金・交付金等全てについて漏れなく記載願います。）

活用した補助金・交付金 等の名称	補助対象となった対象経費【※】	補助金・交付金等の額
	（例）職員の先進地視察に係る旅費 職員研修の参加旅費 立ち上げに向けた会議の委員謝金	千円
		千円
		千円
		千円
合 計		千円

※補助金・交付金等の名称は正確に記載を御願います。

※対象経費欄は補助金・交付金等の対象経費に応じて適宜記載いただいて構いません。

※合計は問6(1)②と一致すること。

可能であれば、自治体の基本データ、中核機関及び権利擁護支援センター等の事業概要、組織体制、財務関係資料、中核機関及び権利擁護支援センター等の立ち上げ経緯等がわかる報告書等、協議会の議事次第・資料等、自治体でお持ちの既存資料等を事前にデータ送付もしくは同封の封筒にてお送りいただきますようお願い申し上げます。

問 7 市民後見人養成及び法人後見実施機関について

①市民後見人養成者数（平成 31 年 3 月末時点 ない場合： 年 月 日時点）

養成者数(累計)	後見受任者数	法人後見支援員 (実働数)	日常生活自立支援事業 生活支援員(実働数)
人	人	人	人

②法人後見実施機関

管内市町村又は近隣市町村において法人後見を実施している機関名をお書きください。

--

問 8 市町村の属性及び成年後見の状況

中核機関を広域設置している各市町村の属性及び成年後見の状況については、「別紙 広域の市町村属性及び成年後見の状況」に各市町村にお答えいただき、取りまとめてご返送くださいますようお願いいたします。

■市町村の属性（2018 年度末時点・利用者数は 2018 年度実績）

人口 人	面積 km ²
高齢化率 %	地域包括支援センター数 か所
日常生活自立支援事業利用者数 人	障害者相談支援事業所数 か所
療育手帳取得者数 人	精神障害者保健福祉手帳取得者数 人

■市町村における成年後見の状況

①成年後見制度利用者数（平成 30 年 12 月末時点 ない場合： 年 月 日時点）

利用者数(合計)	後見	保佐	補助	任意後見
人	人	人	人	人

平成 30 年 12 月末時点のデータがない場合は、直近(時点もご記入ください)の人数をお答えください。

②市町村長申立て件数

年度		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年 (8 月末時点)
内 訳	件数	件	件	件	件
	高 齢 者	件	件	件	件
	障害 者	件	件	件	件

現状でお分かりになる範囲内でお答えください。
現時点で不明のものがヒアリング当日にわかりましたら、お伺いいたします。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

調査票（広域設置・幹事以外の自治体等）

中核機関及び権利擁護支援センター等を広域設置している各市町村属性及び成年後見の状況

以下、広域設置の主管もしくは幹事自治体以外の自治体の方に、それぞれの自治体における状況等についてお伺いいたします。

◆調査票の内容について確認させていただく場合がありますので、連絡先をご記入下さい。

都道府県		自治体名	
部・課		記入者役職	
記入者氏名		電話番号	
E-mail		F A X	

■市町村の属性（2018 年度末時点・利用者数は 2018 年度実績）

人口 人	面積 km ²
高齢化率 %	地域包括支援センター数 か所
日常生活自立支援事業利用者数 人	障害者相談支援事業所数 か所
療育手帳取得者数 人	精神障害者保健福祉手帳取得者数 人

■市町村における成年後見の状況

①成年後見制度利用者数（平成 30 年 12 月末時点 ない場合： 年 月 日時点）

利用者数(合計)	後見	保佐	補助	任意後見
人	人	人	人	人

平成 30 年 12 月末時点のデータがない場合は、直近(時点もご記入ください)の人数をお答えください。

②市町村長申立て件数

年度	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年(8 月末時点)
件数	件	件	件	件
内 訳				
高 齢 者	件	件	件	件
障害 者	件	件	件	件

現状でお分かりになる範囲内でお答えください。

現時点で不明のものがヒアリング当日にわかりましたら、お伺いいたします。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

令和元年度 中核機関の先駆的取組調査研究事業 委員名簿

親委員会

	所 属	役 職	委員氏名 (敬称略・五十音順)	備 考
1	豊田市役所 福祉部 福祉総合相談課	主査	安 藤 亨	
2	千葉大学社会精神保健教育研究センター	教授	五十嵐 禎 人	
3	新潟大学法学部	教授	上 山 泰	委員長
4	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 地域福祉部	部長	川 井 誉 久	
5	日本弁護士連合会高齢者・障害者権利支援センター	委員	亀 井 真 紀	
6	特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター	センター長	住 田 敦 子	
7	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部	部長	高 橋 良 太	
8	公益社団法人 認知症の人と家族の会	理事	花 俣 ふみ代	
9	公益社団法人 日本社会福祉士会	理事	星 野 美 子	
10	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート	理事長	矢 頭 範 之	
11	公益社団法人 日本社会福祉士会	副会長	山 崎 智 美	

ワーキング・グループ委員会

	所 属	役 職	委員氏名 (敬称略・五十音順)	
1	特定活動非営利法人 カシオペア権利擁護支援センター	所長	小野寺 幸 司	
2	久留米市役所健康福祉部長寿支援課	課長補佐	小 山 敬 介	
3	岐阜県関市健康福祉部福祉政策課福祉総合相談室	主任主査	金 子 創	
4	社会福祉法人 香川県社会福祉協議会	地域福祉課長	十 河 真 子	
5	福島県保健福祉部高齢福祉課	主任主査	千 葉 茂	
6	取手市役所高齢福祉課地域包括ケア推進係	係長	寺 崎 邦 秀	
7	社会福祉法人 総社市社会福祉協議会	事務局次長	中 井 俊 雄	
8	社会福祉法人 北海道社会福祉協議会	事務局次長	中 村 健 治	
9	同志社大学社会学部社会福祉学科	教授	永 田 祐	委員長
10	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート	専務理事	西 川 浩 之	
11	エール社会福祉事務所		西 田 一 朝	
12	日本弁護士連合会高齢者・障害者権利支援センター	委員	福 島 建 太	
13	ふるい後見事務所		古 井 慶 治	
14	日本社会福祉士会	理事	星 野 美 子	

オブザーバー

1	厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室
2	厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
3	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室
4	法務省民事局
5	最高裁判所事務総局家庭局

調査委託

	株式会社 ピュアスピリッツ		片 桐 大 樹
--	---------------	--	---------

事務局

	日本社会福祉士会 企画グループ	課長	北 村 裕美子
	日本社会福祉士会 企画グループ	主査	荒 木 千 晴

令和元年度 中核機関の先駆的取組調査研究事業 報告書

発 行 令和 2（2020）年 3 月

発行者 公益社団法人 日本社会福祉士会

〒160－0004 東京都新宿区四谷 1－13 カタオカビル 2 階

TEL : 03-3355-6541 FAX : 03-3355-6543

Email : info@jacsw.or.jp